

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局

業務マニュアル



令和 7 年 4 月

港区環境課地球温暖化対策担当

目次

1. みなとモデル二酸化炭素固定認証制度について	4
2. 事務局の業務	5
2-1. 建築主に対する業務	5
<「国産木材使用計画書」及び「国産木材使用完了届出書」の提出方法について>	11
2-2. 協定自治体に対する業務	41
2-2-1. 協定自治体に対する業務	41
2-2-2. 新たに協定を締結する自治体に対する業務	44
2-3. 登録事業者に対する業務	45
2-4. その他の業務	45
3. ホームページに関する業務	47
3-1. 協定自治体に対する業務	48
3-1-1. 自治体紹介ページの公開設定	48
3-1-2. 新規協定自治体 I D の発行	48
3-1-3. 新規協定自治体紹介ページの公開設定	48
3-1-4. 協定自治体ニュースの掲載	48
3-1-5. その他問い合わせ対応	48
3-2. 登録事業者に対する業務	51
3-2-1. 登録事業者 I D の発行	51
3-2-2. 登録事業者情報の公開設定	51
3-2-3. 関連文書のアップロード	51
3-2-4. その他問い合わせ対応	51
<事業者登録申請書類>	52
3-3. その他のページに関する業務	61
3-3-1. 関連文書のアップロード	61
3-3-2. みなとモデルニュースの掲載	61

3-3-3. CO ₂ 固定量認証事例の掲載	61
4. 事業者登録について	62
4-1. 登録の要件	62
4-2. 登録手続き	64
4-2-1. 登録を希望する事業者への対応	65
4-2-2. 協定自治体による登録審査	84
4-2-3. 協定自治体からの書類受領、ID・パスワードの発行	84
4-2-4. 事業者によるWebフォームへの情報入力	84
4-2-5. 協定自治体による確認、港区への承認要請	84
4-2-6. 港区での承認（公開設定）	85
4-3. 登録情報の更新手続き	86
4-4. 複数自治体への登録	87
4-4-1. 登録書類の提出	87
4-4-2. 協定自治体による登録審査	87
4-4-3. 港区への書類送付等	87
4-4-4. 協定自治体による確認、港区への承認要請	88
4-4-5. 港区での承認（公開設定）	88
◆登録申請書類・Webフォームのチェックポイント◆	89
◆製品1m ³ あたりの木材使用量・CO ₂ 固定量の考え方◆	91
◆特殊業態事業者の各書類の作成・Web入力について◆	93
◆unit 4mマークの使用について◆	95
◆混合製品の「木材使用量」及び「CO ₂ 固定量」の考え方と算定方法◆	97
◆二酸化炭素固定量の計算方法◆	103

1. みなとモデル二酸化炭素固定認証制度について

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（以下、みなとモデル制度）は、港区内で延べ面積5,000 m²以上の建築を行う建築主に対して、一定量以上の国産木材の使用を促し、その使用量に相当する二酸化炭素固定量を認証する制度である。

みなとモデル制度では、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体（以下、協定自治体）から産出された木材（以下、協定木材）の使用を推奨している。

みなとモデル制度については本マニュアル及びホームページ（www.uni4m.or.jp）等を参考し、制度の内容を十分理解すること。

2. 事務局の業務

2-1. 建築主に対する業務

「港区建築主におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」では、区内で延べ面積 5,000 m²以上の建築を行う建築主は、区に国産木材使用計画書を提出することとしている（しゅん工時は国産木材使用完了届出書の提出）。

事務局では、上記書類の受付・審査のほか、建築主との協議等を行う。みなとモデル制度における事務局及び建築主が行う手続きの流れは図 1 のとおり。以下、手続きの段階ごとに実施する業務について記す。

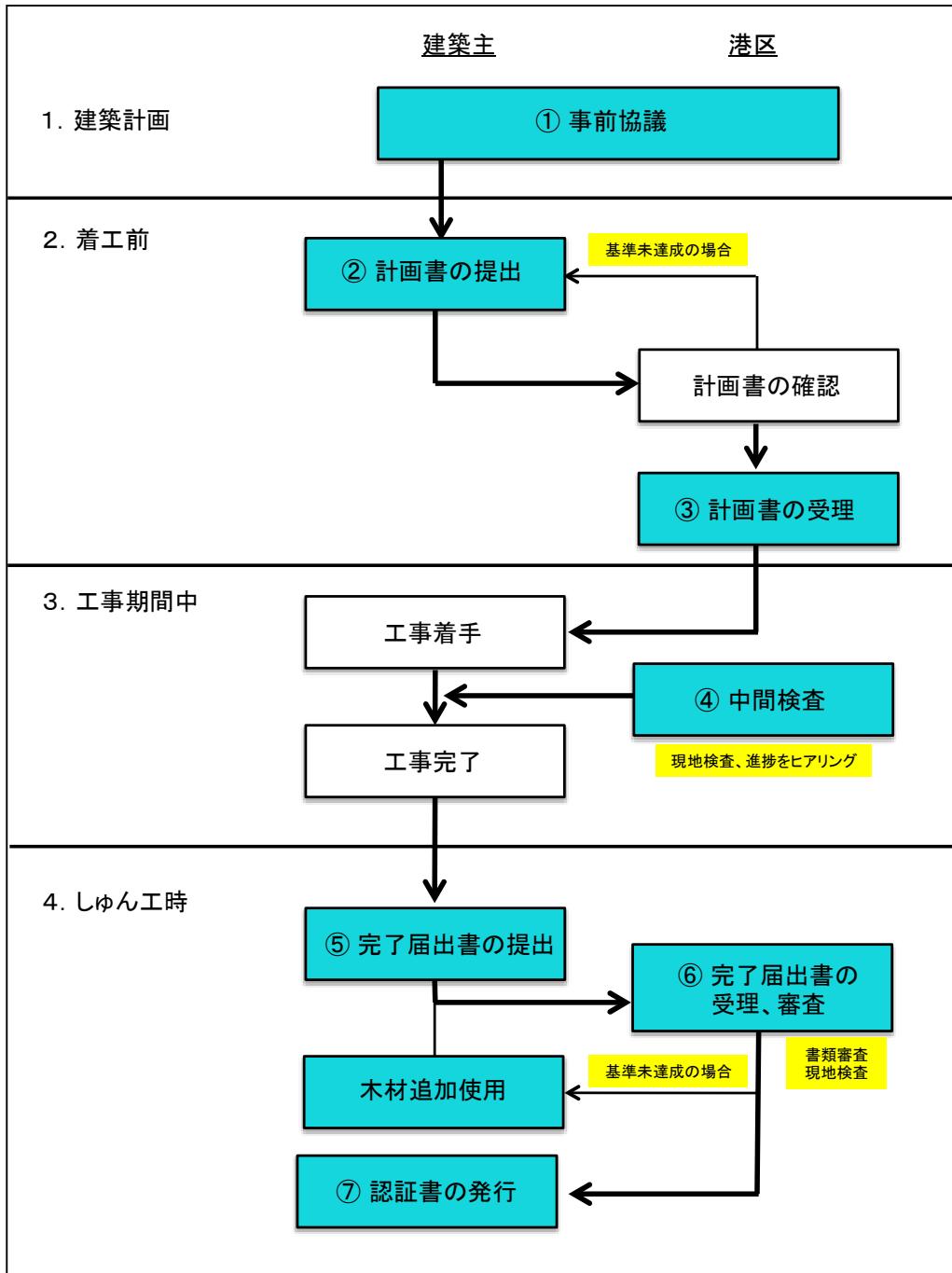


図1 事務局及び建築主が行う手続きの流れ

(1) 事前協議（相談）

建築主（建築主から業務を請け負っている設計者、建設業者等を含む。以下同じ）に対して以下の業務を行う。建築主が環境課窓口へ来訪する場合と、電話による問い合わせの場合がある。

- ① みなとモデル制度の趣旨、内容の説明
 - ② 建築物等への国産木材使用方法の指導、助言
 - ③ 協定木材製品及び当該製品の取扱登録事業者の紹介、説明
 - ④ 提出書類の作成に関する指導、助言
 - ⑤ 協議記録の作成
- ※②③は港区立エコプラザ（以下、エコプラザ）で製品サンプル等を用いて行う場合あり。

(2) 国産木材使用計画書の受付

建築主から提出される国産木材使用計画書について、以下の業務を行う。

■提出書類

資料番号	資料名・内容
要綱第1号様式	国産木材使用計画書
添付資料1-1	国産木材使用予定数量調書【規定書式】
添付資料1-1（付属資料）	国産木材使用予定数量調書内訳【規定書式】 ※「参考資料a 部材別面積・延べ長さ等集計表」「参考資料b 建具用内訳シート」「参考資料c 家具用内訳シート」「参考資料d 戸数表」は、「付属資料 木材使用完了数量調書内訳」の補足資料であり、必要に応じて提出してもらう。
添付資料1-2	混合製品証明書 ※メーカーや型番が決まっている場合のみ提出してもらう。
添付資料1-3	建築確認申請書（第一面～五面）、 建築計画概要書（第一面～三面）、 外部仕上表、内部仕上表（各部屋）、 各階平面図、各面立面図（4面）、 矩計図（一部）、天井伏図、工程表
添付資料1-4	家具類設計図

- ① 国産木材使用計画書（正副）を受理したら受理印を押し、管理番号を記入する。

※この時点で基準使用量を満たしていないことが明らかな場合は受理せず、基準使用量を満たす計画を立案し書類を提出するよう指導する。

- ② 計画書及び添付書類の順番・内容を確認し、不備がある場合は建築主に対して訂正等の指導を行う。確認の結果、問題がなければ区職員の決裁を受ける（正本）。

＜確認のポイント＞

- ・木材使用量を正しく算定したうえで、制度における基準使用量を満たしているか
- ・木材使用量について根拠が明確に示されているか

※数量調書と図面から読み取り確認（木拾い）する

- ・木材の使用方法が適切か（CO₂固定の意義に適っているか）
- ・計画が実際の木材供給、流通事情等に照らして現実的な内容となっているか

- ③ 計画書の内容を計画書受付台帳に転記する。

- ④ 区職員の決裁終了後、建築主に副本を返却する。

※副本返却の際、適切な時期に中間検査の予約を行うよう建築主に指導する。

（3）中間検査の実施

国産木材使用計画書が提出されている物件に対し、それぞれ木材使用が計画されている部位の施工時期に中間検査を行う。中間検査についての詳細は以下のとおり。

①工程表において中間検査の実施に適切と思われる時期に建築主から連絡がない場合は、事務局から確認の連絡をすること。

②中間検査では、床や天井の下地等しゅん工後は目視できなくなる箇所を中心に木材使用部位をチェックするとともに、計画書の内容から変更が生じた事項や更なる木材使用の可能性等についてヒアリングを行う。

③中間検査時に建築主から提出を受ける書類については、特に規定していない。

ただし、計画的に大幅な変更がある場合は、変更内容がわかるものの提出を求められる。

(4) 国産木材使用完了届出書の受付及び現地検査

建築主から提出される国産木材使用完了届出書について、以下の業務を行う。

■提出書類

資料番号	資料名・内容
要綱第2号様式	国産木材使用完了届出書
添付資料2-1	国産木材使用完了数量調書（材積・二酸化炭素固定量）【規定書式】
添付資料2-1（付属資料）	国産木材使用完了数量調書内訳【規定書式】 ※「参考資料a 部材別面積・延べ長さ等集計表」「参考資料b 建具用内訳シート」「参考資料c 家具用内訳シート」「参考資料d 戸数表」は、「付属資料 木材使用完了数量調書内訳」の補足資料であり、必要に応じて提出してもらう。
添付資料2-2	混合製品証明書
添付資料2-3	二酸化炭素固定量算定報告書【規定書式】
添付資料2-4	完了検査申請書（第一面～四面） 延べ面積に変更がある場合は、更に「計画変更確認申請書（第一面～五面）」又は「軽微な変更説明書」を添付
添付資料2-5	認証対象木材の納品書又は出荷証明書 現場写真
添付資料2-6	家具類設計図
添付資料2-7	「添付資料2-1 国産木材使用完了数量調書」の木材使用量が確認できる図面一式

- ① 国産木材使用完了届出書（正副）を受理したら受理印を押し、管理番号を記入する。
- ② 完了届出書及び添付書類の順番・内容を審査し、不備がある場合は建築主に対して訂正等の指導を行う。

<審査のポイント>

- ・木材使用量を正しく算定したうえで、制度における基準使用量を満たしているか
- ・木材使用部位や使用量について根拠が明確に示されているか

※数量調書と図面、納品書から読み取り確認（木拾い）する

- ・二酸化炭素固定量が正しく算定されているか。
- ③ 現地検査を行う。
- ④ 書類審査及び現地検査の結果、問題がなければ区職員の決裁を受ける（正本）。
- ⑤ 完了届出書の内容を完了届受付台帳に転記する。
- ⑥ 区職員の決裁終了後、建築主に副本を返却する。

(5) 二酸化炭素固定量認証書の交付

確定した木材使用量、二酸化炭素固定量等の情報を明記した認証書を作成し、建築主に交付する。

認証書は木（ヒノキ）の紙に印刷し、掲示用のアクリルボード、ウッドベースと合わせて（右写真参照）建築主に渡すこと。



(6) その他相談対応

具体的な案件に関する協議以外に建築主から相談、問い合わせ等があった場合も適宜対応すること。

「国産木材使用計画書」及び「国産木材使用完了届出書」の提出方法について

1. 手続きの流れ

手続きの流れは下図のとおりです。建築計画時に行う「事前協議」、着工前に行う「計画書の提出」、工事期間中に行う「中間検査」、しゅん工後に行う「完了届出書の提出」の4段階あります。

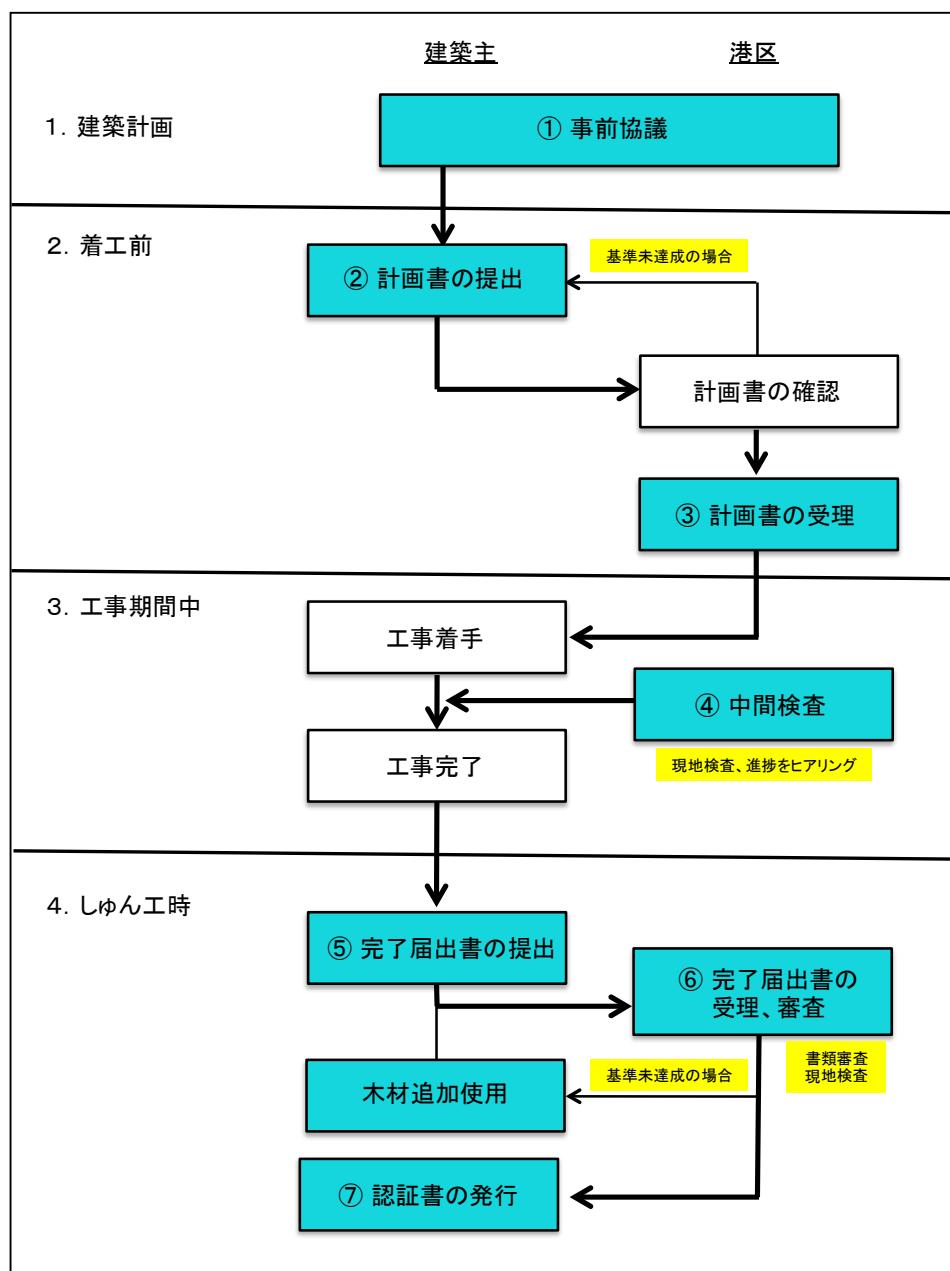


図 手続きの流れ

2. 提出書類

(1) 国産木材使用計画書の提出時

●提出書類一覧（計画書提出時）

資料番号	資料名・内容	確認・注意事項
要綱第1号様式	国産木材使用計画書	●正副2部提出
添付資料1-1	国産木材使用予定数量調書【規定書式】	●基準量達成見込みを確認
添付資料1-1 (付属資料)	国産木材使用予定数量調書内訳【規定書式】 参考資料a 部材別面積・延べ長さ等集計表 参考資料b 建具用内訳シート 参考資料c 家具用内訳シート 参考資料d 戸数表	●予定数量調書に記載された数値の根拠資料 ●「付属資料 国産木材使用予定数量調書内訳」の補足資料であり、必要に応じて提出
添付資料1-2	混合製品証明書	●みなどモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品の混合製品を使用する場合で、メーカーと型番が決まっている場合は提出
添付資料1-3	建築確認申請書（第一面～五面） 建築計画概要書（第一面～三面） 外部仕上表 内部仕上表（各部屋） 各階平面図 各面立面図（4面） 矩計図（一部・但し木材を使用している部分） 天井伏図（天井に木材を使用している場合） 工程表	●計画概要の把握・予定数量調書に記載された数値の確認 ●立面図、平面図、矩計図等設計図は、対象木材の使用箇所が識別できるようマーク等で色付けする。スケールで寸法をあたることができる縮尺の図面とする。
添付資料1-4	家具類設計図	家具類を対象に含める場合のみ提出

※ 提出書類は上記の番号順に綴じてください。

※ 混合製品とは、複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント板・再生木材等です。

※ 混合製品証明書は、みなどモデル二酸化炭素固定認証制度の登録事業者に直接問い合わせ取り寄せてください。登録事業者は、下記のURLに掲載しています。

みなどモデル二酸化炭素固定認証制度 <http://www.uni4m.or.jp>

(2) 国産木材使用完了届出書の提出時

●提出書類一覧（完了届出書提出時）

資料番号	資料名・内容	確認・注意事項
要綱第2号様式	国産木材使用完了届出書	●正副2部提出
添付資料2-1	国産木材使用完了数量調書【規定書式】	●基準値の達成を確認
添付資料2-1 (付属資料)	国産木材使用完了数量調書内訳【規定書式】 参考資料a 部材別面積・延べ長さ等集計表 参考資料b 建具用内訳シート 参考資料c 家具用内訳シート 参考資料d 戸数表	●完了数量調書に記載された数値の根拠資料 ●「付属資料 国産木材使用完了数量調書内訳」の補足資料であり、必要に応じて提出
添付資料2-2	混合製品証明書	●みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品の混合製品を使用している場合は提出
添付資料2-3	二酸化炭素固定量算定報告書【規定書式】	●CO2固定量の算定結果、国産木材使用実績等について記載
添付資料2-4	完了検査申請書（第一面～四面）	延べ面積に変更がある場合は、更に「計画変更確認申請書（第一面～五面）」又は「軽微な変更説明書」を添付
添付資料2-5	認証対象木材の納品書又は出荷証明書 現場写真	●数量調書に記載された産地、数値等を確認 ●納品書（出荷証明書）は付番し、二酸化炭素固定量算定報告書の『使用木材情報』での記載と対応させる ●現場写真是しゅん工後に見えなくなる部分のものも提出
添付資料2-6	家具類設計図	計画時から変更、追加等がある場合に提出
添付資料2-7	「添付資料2-1 国産木材使用完了数量調書」の木材使用量が確認できる図面一式	●国産木材使用計画書から変更があった場合に提出 ●対象木材の使用箇所が識別できるようマーカー等で色付けする。 スケールで寸法をあたることができる縮尺の図面とする。

- ※ 提出書類は上記の番号順に綴じてください。
- ※ 混合製品とは、複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント板・再生木材等です。
- ※ 混合製品証明書は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の登録事業者に直接問い合わせ取り寄せてください。登録事業者は、下記の URL に掲載しています。
みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 <http://www.uni4m.or.jp>

3. 提出方法・提出先

(1) 提出方法

「国産木材使用計画書」及び「国産木材使用完了届出書」いずれも捺印のうえ、正本・副本それぞれをファイルに綴じて提出してください。

(2) 提出先

港区環境リサイクル支援部環境課 地球温暖化対策担当

(みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局)

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 8階

TEL : 03-3578-2474 FAX : 03-3578-2489

記入例

第1号様式（第5条関係）

令和●年 ●月 ●日

（宛先） 港区長

特定建築主 港建設株式会社

住所 東京都港区芝公園1-5-25

氏名 代表取締役 湊 大五郎

㊞



法人又は組合にあっては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

国産木材使用計画書

下記のとおり区内において建築を行いますので、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱第5条の規定に基づき計画書を提出します。

建築の名称	(仮) みなと計画	
建築の期間	平成●年●月●日～平成●年●月●日	
建築の場所	東京都港区浜松町1-13-●●	
延床面積	8,000 m ²	
建築の内容	別添のとおり	
連絡先	<p>※3者分記載（書ききれない場合は別紙添付も可） ①特定建築主（事業者）の社名・担当者名、TEL ②設計者の社名・担当者名、TEL・ ③施工者の社名・担当者名、TEL (電話番号) (メールアドレス)</p>	
※受付欄		

備考1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 建築の概要が把握できる参考書類（設計図面、数量調書等）を添付すること。

国産木材使用計画書 添付資料1-1【規定書式】

国産木材使用予定数量調書

■:入力欄
 □:自動計算欄(入力の必要なし)
 ▲:入力の必要なし
 ○:添付資料名をご記載下さい
 ▼:ブルダウソからお選び下さい

入力の際の注意点
 ※使用面積の桁数は小数第1位までとし、第2位以下は切り捨てて下さい。
 ※使用体積の桁数は小数第3位までとし、第4位以下は切り捨てて下さい。
 ※単位木材使用量欄の桁数は小数第4位までとし、第5位以下は切り捨てて下さい。
 ※区有物件の場合、基準量までは協定木材を使用して下さい。

物件名: (仮称)みなど計画

▼物件種別:	民間物件
延べ床面積(m ²):	8000.00
基準木材使用量(m ³):	8.00
協定木材使用量合計(m ³):	48.30
国産合法木材使用量合計(m ³):	29.13
予定木材使用量合計(m ³):	77.43
予定期数:	★★

1-1. 木材使用【面積】

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の産地		寸法(m)			使用面積	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考				
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)					協定木材	国産合法木材					
						協定木材	国産合法木材								協定木材	国産合法木材					
1	B1～6F 各階ホール	床 フローリング	フローリング	無垢材	ナラ	協定木材	下川町				0.015	450.1	m ²		6.7515	0.0000					
2	B1～6F 各階ホール	床 下地	下地合板	合板	カラマツ	協定木材	沼田市				0.012	450.1	m ²		5.4012	0.0000					
3	1～3F 廊下	床 フローリング	フローリング	無垢材	クリ	協定木材	沼田市				0.009	1183.7	m ²		10.6533	0.0000					
4	1～3F 廊下	床 下地合板	下地合板	合板	カラマツ	協定木材	沼田市				0.012	1183.7	m ²		14.2044	0.0000					
5	1 外部	外装・外構材 外壁	壁板張り	無垢材	スキ	協定木材	桧原村				0.012	97.0	m ²		1.1640	0.0000					
6	1 外部	外装・外構材 外壁	軒天板張り	無垢材	スキ	協定木材	桧原村				0.012	32.0	m ²		0.3840	0.0000					
7	1 外部	外装・外構材ウッドデッキ	デッキ	無垢材	ヒノキ	協定木材	桧原村				0.030	98.9	m ²		2.9670	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															合計	41.5254	0.0000				

1-2. 混合製品【面積】(複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント版・再生木材等)

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の産地		寸法(m)			使用面積	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考				
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)					協定木材	国産合法木材					
						協定木材	国産合法木材								協定木材	国産合法木材					
8	1～3F ハルコニー	外装・外構材ウッドデッキ	デッキ	再生木材	スキ	国産合法木材					98.9	m ²	0.1500		0.0000	14.8350					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															合計	0.0000	14.8350				

国産木材使用計画書 添付資料1-1【規定書式】

国産木材使用予定数量調査

物件名: (仮称)みなと計画

2-1. 木材使用【棒状】

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の产地		寸法(m)			使用数量	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考				
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)					協定木材	国産合法木材					
															0.000	0.000					
9	1~3F 廊下	床 その他	際根太	ムク材	スキ [*]	協定木材	あきる野市	1.000	0.040	0.035	3420.4	m			4.7885	0.0000					
10	1~3F 廊下	壁 壁下地	下地胴縁	ムク材	スキ [*]	協定木材	あきる野市	1.000	0.040	0.024	180.0	m			0.1728	0.0000	不燃処理材				
11	1~3F 廊下	壁 壁装材	壁ルーバー	ムク材	スキ [*]	協定木材	あきる野市	1.000	0.090	0.030	374.0	m			1.0098	0.0000	不燃処理材				
12	1~3F 廊下	壁 その他	手摺笠木	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.001	3.140	106.0	m			0.0000	0.3328					
13	1~3F 廊下	壁 その他	飾り棚	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.450	0.030	3.6	m			0.0000	0.0487					
14	1~3F 廊下	壁 その他	飾り棚ニッチ三方枠	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.090	0.025	9.3	m			0.0000	0.0209					
15	1~3F 廊下	天井 天井材	天井ルーバー	ムク材	スキ [*]	協定木材	あきる野市	1.000	0.120	0.025	252.0	m			0.7560	0.0000	不燃処理材				
16	1~3F 廊下	天井 天井下地	天井ビニチャーレル下地	ムク材	スキ [*]	協定木材	あきる野市	1.000	0.040	0.035	42.0	m			0.0588	0.0000					
17	1~3F 廊下	天井 その他	間接照明ボックス見切	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.120	0.025	81.0	m			0.0000	0.2430					
													合計	6.7859	0.0454						

2-2. 混合製品【棒状】(複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント版・再生木材等)

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の产地		寸法(m)			使用数量	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考			
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)					協定木材	国産合法木材				
															0.000	1.3330				
18	3~6F 各室	造作部材 その他	カーテンボックス(前板)	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.140	0.025	278.0	m	1.3700		0.0000	1.3330				
19	3~6F 各室	造作部材 その他	カーテンボックス(天板)	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.150	0.020	278.0	m	1.3700		0.0000	1.1425				
20	3~6F 各室	造作部材 その他	カーテンボックス(向板)	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.120	0.02	278.0	m	1.3700		0.0000	0.9140				
21	3~6F 各室	造作部材 サッジ額縁	付額縁	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.090	0.025	795.2	m	1.3700		0.0000	2.4512				
22	3~6F 各室	造作部材 サッジ額縁	付額縁	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.150	0.025	139.6	m	1.3700		0.0000	0.7171				
23	3~6F 各室	造作部材 建具・窓・開口枠	出入口枠	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.090	0.025	862.8	m	1.3700		0.0000	2.6595				
24	3~6F 各室	造作部材 建具・窓・開口枠	出入口枠(戸当)	MDF	スキ [*]	国産合法木材		1.000	0.025	0.015	862.8	m	1.3700		0.0000	0.4432				
															0.0000	0.0000				
															0.0000	0.0000				
															0.0000	0.0000				
													合計	0.0000	9.8605					

国産木材使用予定数量調査

物件名: (仮称)みなと計画

3. 木材使用【その他(家具等)】

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の产地		寸法(m)			使用体積	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考	
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)					協定木材	国産合法木材		
25	各室	建具 その他	建具	無垢材	スキ	国産合法木材					4.0	m3			0.0000	4.0000	図面	
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															0.0000	0.0000		
															合計	0.0000	4.0000	

国産木材使用予定数量調書内訳 参考資料a (部材別数量内訳表)

物件名: (仮称)みと計画

部材別数量内訳表

No	階数	室名	数量
1-2	B1	ホール	82.3
	1	ホール	122.7
	1	廊下	21.3
	2	ホール	46.5
	3	ホール	46.5
	4	ホール	46.5
	5	ホール	46.5
	6	ホール	37.8
	計		450.1

No	階数	室名	数量
3-4	1	廊下	522.7
	2	廊下	330.5
	3	廊下	330.5
	計		1183.7

No	階数	室名	数量
7, 8	1	南面テッキ	33.4
	1	東面テッキ	65.5
	計		98.9

9	1	廊下	1500.0
	2	廊下	960.2
	3	廊下	960.2
	計		3420.4

10	1	廊下	60.0
	2	廊下	60.0
	3	廊下	60.0
	計		180.0

11	1	廊下	122.0
	2	廊下	122.0
	3	廊下	130.0
	計		374.0

12	1	廊下	35.0
	2	廊下	42.0
	3	廊下	29.0
	計		106.0

13	1	廊下	1.2
	2	廊下	1.2
	3	廊下	1.2
	計		3.6

14	1	廊下	3.1
	2	廊下	3.1
	3	廊下	3.1
	計		9.3

国産木材使用予定数量調書内訳 参考資料a (部材別数量内訳表)

15	1	廊下	84.0
	2	廊下	84.0
	3	廊下	84.0
	計		252.0

18-20	3	Aタイプ	30.0
	4	Bタイプ	31.2
	5	Cタイプ	18.6
	6	Dタイプ	17.4
	7	Aタイプ	30.0
	8	Bタイプ	31.2
	9	Eタイプ	17.8
	10	Fタイプ	19.4
	11	Gタイプ	30.0
	12	Hタイプ	25.0
	13		27.4
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	計		278.0

23-24	3	Aタイプ	98.4
	4	Bタイプ	98.4
	5	Cタイプ	58.6
	6	Dタイプ	58.6
	7	Aタイプ	98.4
	8	Bタイプ	98.4
	9	Eタイプ	58.6
	10	Fタイプ	58.6
	11	Gタイプ	98.4
	12	Hタイプ	68.2
	13		68.2
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	計		862.8

※[No.]は、付属資料「国産木材使用予定数量調書内訳」の[通しNo.]を記入してください。

物件名: (仮称)みなと計画

部材別数量内訳表

16	1	廊下	15.0
	2	廊下	15.0
	3	廊下	12.0
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	計		42.0

21	3	Aタイプ	85.2
	4	Bタイプ	85.2
	5	Cタイプ	55.4
	6	Dタイプ	56.4
	7	Aタイプ	85.2
	8	Bタイプ	85.2
	9	Eタイプ	60.8
	10	Fタイプ	64.6
	11	Gタイプ	85.2
	12	Hタイプ	42.6
	13		89.4
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	計		795.2

17	1	廊下	27.0
	2	廊下	27.0
	3	廊下	27.0
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	計		81.0

22	3	Aタイプ	13.2
	4	Bタイプ	13.2
	5	Cタイプ	8.2
	6	Dタイプ	9.0
	7	Aタイプ	13.2
	8	Bタイプ	13.2
	9	Eタイプ	11.6
	10	Fタイプ	12.2
	11	Gタイプ	13.2
	12	Hタイプ	15.4
	13		17.2
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	計		139.6

	計		0.0

国産木材使用予定数量調査内訳 参考資料b (共同住宅用)

物件名: (仮称)みなと計画

戸数表

	A	B	C	D	E	F	G	H				計
3F	4	4	2	2								12
4F	4	4			2	2						12
5F	4						2					6
6F								2				2
												0
												0
												0
												0
												0
												0
												0
計	12	8	2	2	2	2	2	2	0	0	0	32

港建設株式会社 御中

混合製品証明用

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用証明書

当社の下記製品は「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に登録しており、協定木材及び国産合法木材使用量は別紙の計算書に基づき、下記の通りであることを証明します。

製品名 Mボード 製品番号 001

■製品 1m²あたりの木材使用量とCO₂固定量

	樹種	製品に占める木材の比率 (%)	木材使用量 (m ³ /m ²)	CO ₂ 固定量 (t-CO ₂)
協定木材	スギ	25.7	0.0093	0.0054
国産合法木材				
合計		25.7	0.0093	0.0054

※木材使用量・t-CO₂ の欄は小数点 5 位以下を切捨て、4 位までを表記

2000年〇月〇日

みなと木材株式会社※※課 担当：●● ●● 印

▲▲県▽▽市◆◆1-1-1

TEL : * * * * - * * - * * * *

記入例

第2号様式（第6条関係）

令和●年 ●月 ●日

（宛先） 港区長

特定建築主 港建設株式会社

住所 東京都港区芝公園1-5-25

氏名 代表取締役 湊 大五郎 印

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕



国産木材使用完了届出書

下記のとおり区内において建築を完了しましたので、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

建築の名称	みなとタワー
建築の期間	平成●年●月●日～平成●年●月●日
建築の場所	東京都港区浜松町1-13-●●
延床面積	8,000 m ²
建築の内容	別添のとおり
連絡先	<p>※3者分記載（書ききれない場合は別紙添付も可） ①特定建築主（事業者）の社名・担当者名、TEL ②設計者の社名・担当者名、TEL ③施工者の社名・担当者名、TEL (電話番号) (メールアドレス)</p>
※受付欄	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 二酸化炭素固定量算定報告書、数量調書、木材・木材製品納品書等を添付すること。

国産木材使用数量調査										物件名: みなとヒルズ林タワー		物件名: みなとヒルズ林タワー		物件名: みなとヒルズ林タワー		二酸化炭素固定量(t-CO ₂)		備考			
通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の产地			寸法(m)			使用面積	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考	二酸化炭素固定量(t-CO ₂)		備考
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)	協定木材	国産合法木材			容積密度	協定木材	国産合法木材				
1	B1～6F 各階ホール	床 フローリング	フローリング	無垢材	ナラ	協定木材	下川町			0.015	450.1	m ²			6.7515	0.0000	0.624	7.7237	0.0000		
2	B1～6F 各階ホール	床 下地	下地合板	合板	カラマツ	協定木材	沼田市			0.012	450.1	m ²			5.4012	0.0000	不燃処理木材	0.404	4.0004	0.0000	
3	1～3F 廊下	床 フローリング	フローリング	無垢材	クリ	協定木材	沼田市			0.009	1183.7	m ²			10.6533	0.0000	0.419	8.1835	0.0000		
4	1～3F 廊下	床 下地合板	下地合板	合板	カラマツ	協定木材	沼田市			0.012	1183.7	m ²			14.2044	0.0000	0.404	10.5207	0.0000		
5	1 外部	外装・外構材 外壁	壁板張り	無垢材	スギ*	協定木材	桧原村			0.012	97.0	m ²			1.1640	0.0000	0.314	0.6700	0.0000		
6	1 外部	外装・外構材 外壁	軒天板張り	無垢材	スギ*	協定木材	桧原村			0.012	32.0	m ²			0.3840	0.0000	0.314	0.2210	0.0000		
7	1 外部	外装・外構材ウッドデッキ	ウッドデッキ	無垢材	ヒノキ	協定木材	桧原村			0.030	98.9	m ²			2.9670	0.0000	0.407	2.2138	0.0000		
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															0.0000	0.0000					
															合計	41.5254	0.0000		33.5331	0.0000	

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の产地			寸法(m)			使用面積	単位	単位木材 使用量 (m ³ /m ²)	圧縮率	使用材積(m ³)		備考	二酸化炭素固定量(t-CO ₂)		備考	
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)	協定木材	国産合法木材			容積密度	協定木材	国産合法木材					
8	1～3F ハルコニー	外装・外構材ウッドデッキ	ウッドデッキ	再生木材	スギ*	国産合法木材					98.9	m ²	0.1500			0.0000	14.8350		0.314	0.0000	8.5400	
																0.0000	0.0000					
																0.0000	0.0000					
																0.0000	0.0000					
																0.0000	0.0000					
																0.0000	0.0000					
																0.0000	0.0000					
																合計	0.0000	14.8350		0.0000	8.5400	

2-1. 木材使用【棒状】

通し No.	室名 (使用箇所)	▼使用種別	部材名	▼材種	▼樹種	材の産地		寸法(ｍ)			使用数量	単位	単位木材 使用量(m ³ /m ²)	使用材積(m ³)		備考	容積密度	二酸化炭素固定量(t-CO ₂)		備考						
						▼区分	▼協定自治体名	W(L)	H(W)	D(t)				協定木材												
														協定木材	國產合法木材											
9	~3F 廊下	床 その他	際根木	ムク材	スギ	協定木材	あきる野市	1.000	0.040	0.035	3420.4	m			4.7885	0.0000	0.314	2.7565	0.0000							
10	1~3F 廊下	壁 壁下地	下地桐継	ムク材	スギ	協定木材	あきる野市	1.000	0.040	0.024	180.0	m			0.1728	0.0000	0.314	0.0994	0.0000							
11	~3F 廊下	壁 壁装材	壁ルーバー	ムク材	スギ	協定木材	あきる野市	1.000	0.090	0.030	374.0	m			1.0098	0.0000	0.314	0.5813	0.0000							
12	1~3F 廊下	壁 その他	手摺笠木	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.001	3.140	106.0	m			0.0000	0.3328	0.624	0.0000	0.3807							
13	~3F 廊下	壁 その他	飾り棚	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.450	0.030	3.6	m			0.0000	0.0487	0.624	0.0000	0.0557							
14	1~3F 廊下	壁 その他	飾り棚・つま方枠	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.080	0.025	9.3	m			0.0000	0.0209	0.624	0.0000	0.0239							
15	1~3F 廊下	天井 天井材	天井ルーバー	ムク材	スギ	協定木材	あきる野市	1.000	0.120	0.025	252.0	m			0.7560	0.0000	0.314	0.4352	0.0000							
16	1~3F 廊下	天井 天井下地	天井セクション下地	ムク材	スギ	協定木材	あきる野市	1.000	0.040	0.035	42.0	m			0.0588	0.0000	0.314	0.0338	0.0000							
17	1~3F 廊下	天井 その他	間接照明ロックス見切	集成材	ナラ	国産合法木材		1.000	0.120	0.025	81.0	m			0.0000	0.2430	0.624	0.0000	0.2779							
														合計		0.7859	0.6454	3.9062	0.7382							

2-2. 混合製品【棒状】(複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント版・再生木材等)

3. 木材使用【その他(家具等)】

国産木材使用数量調書内訳 参考資料a (部材別数量内訳表)

No	階数	室名	数量
1-2	B1	ホール	82.3
	1	ホール	122.7
	1	廊下	21.3
	2	ホール	46.5
	3	ホール	46.5
	4	ホール	46.5
	5	ホール	46.5
	6	ホール	37.8
	計		450.1

9	1	廊下	1500.0
	2	廊下	960.2
	3	廊下	960.2
	計		3420.4

12	1	廊下	35.0
	2	廊下	42.0
	3	廊下	29.0
	計		106.0

No	階数	室名	数量
3-4	1	廊下	522.7
	2	廊下	330.5
	3	廊下	330.5
	計		1183.7

10	1	廊下	60.0
	2	廊下	60.0
	3	廊下	60.0
	計		180.0

13	1	廊下	1.2
	2	廊下	1.2
	3	廊下	1.2
	計		3.6

物件名：みなとヒルズ林タワー

No	階数	室名	数量
7, 8	1	南面テッキ	33.4
	1	東面テッキ	65.5
	計		98.9

11	1	廊下	122.0
	2	廊下	122.0
	3	廊下	130.0
	計		374.0

14	1	廊下	3.1
	2	廊下	3.1
	3	廊下	3.1
	計		9.3

国産木材使用数量調書内訳 参考資料a (部材別数量内訳表)

15	1	廊下	84.0
	2	廊下	84.0
	3	廊下	84.0
	計		252.0

18-20	3	Aタイプ	30.0
	Bタイプ	31.2	
	Cタイプ	18.6	
	Dタイプ	17.4	
	4	Aタイプ	30.0
	Bタイプ	31.2	
	Eタイプ	17.8	
	Fタイプ	19.4	
	5	Aタイプ	30.0
	Gタイプ	25.0	
	6	Hタイプ	27.4
	計		278.0

23-24	3	Aタイプ	98.4
	Bタイプ	98.4	
	Cタイプ	58.6	
	Dタイプ	58.6	
	4	Aタイプ	98.4
	Bタイプ	98.4	
	Eタイプ	58.6	
	Fタイプ	58.6	
	5	Aタイプ	98.4
	Gタイプ	68.2	
	6	Hタイプ	68.2
	計		862.8

※[No.]は、付属資料「国産木材使用予定数量調書内訳」の[通しNo.]を記入してください。

部材別数量内訳表

16	1	廊下	15.0
	2	廊下	15.0
	3	廊下	12.0
	計		42.0

物件名: みなとヒルズ林タワー

21	3	Aタイプ	85.2
	Bタイプ	85.2	
	Cタイプ	55.4	
	Dタイプ	56.4	
	4	Aタイプ	85.2
	Bタイプ	85.2	
	Eタイプ	60.8	
	Fタイプ	64.6	
	5	Aタイプ	85.2
	Gタイプ	42.6	
	6	Hタイプ	89.4
	計		795.2

22	3	Aタイプ	13.2
	Bタイプ	13.2	
	Cタイプ	8.2	
	Dタイプ	9.0	
	4	Aタイプ	13.2
	Bタイプ	13.2	
	Eタイプ	11.6	
	Fタイプ	12.2	
	5	Aタイプ	13.2
	Gタイプ	15.4	
	6	Hタイプ	17.2
	計		139.6

	計		0.0

	計		0.0

国産木材使用数量調書内訳 参考資料b (共同住宅用)

物件名: みなとヒルズ林タワー

戸数表

	A	B	C	D	E	F	G	H					計
3F	4	4	2	2									12
4F	4	4			2	2							12
5F	4						2						6
6F								2					2
													0
													0
													0
													0
													0
													0
													0
計	12	8	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	32

【国産木材使用完了届 添付資料2-2 混合製品の証明書】

メーカーが発行する証明書類（サンプル）

港建設株式会社 御中

混合製品証明用

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用証明書

当社の下記製品は「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に登録しており、協定木材及び国産合法木材使用量は別紙の計算書に基づき、下記の通りであることを証明します。

製品名 Mボード 製品番号 001

■製品 1 m²あたりの木材使用量と CO₂固定量

	樹種	製品に占める木材の比率 (%)	木材使用量 (m ³ /m ²)	CO ₂ 固定量 (t-CO ₂)
協定木材	スギ	25.7	0.0093	0.0054
国産合法木材				
合計		25.7	0.0093	0.0054

※木材使用量・t-CO₂の欄は小数点5位以下を切捨て、4位までを表記

2000年0月0日

みなと木材株式会社※※課 担当：●● ●● 印

▲▲県▽▽市◆◆1-1-1

TEL : * * * * - * * - * * * *

二酸化炭素固定量算定報告書

特定建築主名（社名）：港建設株式会社

建築の名称：みなとタワー

提出日：令和●年●月●日

目次

1	基本情報.....	2
2	二酸化炭素固定量の算定.....	4
2.1	使用木材情報	4
2.2	木材製造・運搬等に係る排出量情報（任意）	6
	※使用した木材の製造・運搬等に係る排出量が分かる場合にはご記入下さい。	6
3	活用方法の工夫等	7
	※以下のような工夫を実施した場合にはご記入ください。	7
4	その他	8
4.1	添付書類一覧	8

1. 基本情報

特定建築主名	港建設株式会社 代表取締役 湊大五郎
建築の名称	みなとタワー
建築の場所	東京都港区浜松町 1-13-●●
竣工年月日	令和●年●月●日
建築物の概要 (用途等)	<p>【延べ床面積】 8,000m²</p> <p>【用途】 事務所（地上6階、地下1階） ・地上1階から1階は商業施設（賃貸店舗） ・地上2階から地上4階は自社の事務所 ・地上5階から地上6階は賃貸オフィス</p>
担当者等	<p>【特定建築主】 部署名：都市開発事業部 担当者名：湊小五郎 住所：〒105-8511 東京都港区芝公園●-●-● TEL：03-3578-●●●● FAX：03-3578-●●●● E-mail：●●●●@minato.jp</p> <p>【設計者】 社名・部署名：港建設株式会社 第一設計部第一設計課 担当者名：●● ●● 住所：〒105-8511 東京都港区芝公園●-●-● TEL：03-3578-●●●● FAX：03-3578-●●●●</p>

	<p>【施工者】</p> <p>社名・部署名:港建設株式会社 東京現場事務所</p> <p>担当者名:●● ●●</p> <p>住所:〒105-8511 東京都港区芝公園●-●-●</p> <p>TEL:03-3578-●●●● FAX : 03-3578-●●●●</p>
--	---

2. 木材使用量及び二酸化炭素固定量の算定

※木材使用量は小数第2位まで記載（第3位以下は切捨）

※4は少数第4位まで記載（第5位以下は切捨）

項目	単位	数値
協定木材の使用量 1	m ³	30.02
国産合法木材の使用量 2	m ³	10.98
認証対象となる木材の使用量（1+2） 3	m ³	41.00
木材使用量の評価（床面積1m ² 当たり木材使用量） 4	m ³	0.0051
グレードスターの数	★/★★/★★★	★★

※小数第2位まで記載（第3位以下は切捨）

項目	単位	数値
協定木材による二酸化炭素固定量 5	t-CO ₂	22.69
国産合法木材による二酸化炭素固定量 6	t-CO ₂	7.74
認証対象となる二酸化炭素固定量（5+6） 7	t-CO ₂	30.43

<参考>

木材使用量の評価値

= 建築物全体での対象木材の使用材積（m³）／建物全体の延べ床面積（m²）

- 基準値 : 床面積1m²につき 0.001m³
- アップグレード値① : 床面積1m²につき 0.005m³
- アップグレード値② : 床面積1m²につき 0.010m³

2.1 使用木材情報

「2.1 使用木材情報」については、一部記載例を省略しています。

※使用した木材について記入してください。

※内訳の使用数量の合計が、上表の3と同じになるように小数点第2位を調整してください。

(1)

使用部位	地下1階～地上6階 各階ホール フローリング
使用数量	6.75m ³
樹種	ナラ
材の産地	下川町
材の区分	協定木材
添付書類	出荷証明書No.1

(2)

使用部位	地下1階～地上6階 各階ホール 下地
------	--------------------

4

使用数量	5.40m ³
樹種	カラマツ
材の産地	沼田市
材の区分	協定木材
添付書類	出荷証明書No.2

(3)

使用部位	地下1階～地上6階 各階ホール 隣根太
使用数量	1.75m ³
樹種	スギ
材の産地	あきる野市
材の区分	協定木材
添付書類	納品書No.3

(8)

使用部位	地上3階～地上6階 各室 廻縁
使用数量	0.33m ³
樹種	ヒノキ
材の産地	東白川村
材の区分	協定木材
添付書類	出荷証明書No.8

(9)

使用部位	地上3階～地上5階 Aタイプ玄関 収納家具
使用数量	2.14m ³
樹種	シナノキ
材の産地	北海道
材の区分	国産合法木材
添付書類	出荷証明書No.9

(18)

使用部位	地下1階～地上6階 各階ホール OAフロア
使用数量	4.19m ³
樹種	パーティクルボード
材の産地	沼田市
材の区分	協定木材
添付書類	出荷証明書No.18

5

2.2 木材製造・運搬等に係る排出量情報（任意）

※使用した木材の製造・運搬等に係る排出量が分かる場合に記入してください。

■スギ壁下地材●●

- 原木伐採・製材工場までの搬入（輸送）工程 : 1.8t-CO₂ (1m³ 当たり 12kg-CO₂)

【出所：△△村森林組合からの提供情報】

- 人工乾燥工程 : 19.5t-CO₂ (1m³ 当たり 130kg-CO₂) 【出所：○○製材工場からの提供情報】

- 製材工程 : 3.0t-CO₂ (1m³ 当たり 20kg-CO₂) 【出所：同上】

製材後工程による排出量は不明。

その他の木材についての排出量は不明。

3. 木材の活用方法の工夫等

※木材活用にあたり以下のような工夫を実施した場合に記入してください。

- ・ 小径木の活用方法の工夫
 - ・ これまで活用されなかった部位に木を使用する工夫
 - ・ 産地を想起させる見せ方・加工の工夫
 - ・ テナント、内装業者への働きかけによる、専有部を含む建物全体での木材活用の工夫・使用量の増大（オフィス家具のリース等による木材活用も含む）
 - ・ 建築物の長寿命化による二酸化炭素固定期間の延長 など
-
- ・ 地上1階～3階の廊下に、「新和風」デザインのルーバーを採用することによって、従来は意匠上の理由で敬遠されていたスギを、インパクトのある要素として用いた。
 - ・ 地下1階～地上6階に施工するナラフローリングは、港区と協定を結んでいる下川町の「持続可能な」森林から生産された材であり、そのことを広告媒体において積極的にアピールしている。
 - ・ 地上1階のホールには、あきる野市のスギで製作した壁面オブジェを飾り、その前にはナラの集成材で製作したベンチを設け、都会の中にいながら、やすらぎのある空間として提供していく。
 - ・ 地下1階には、海産物で有名な飲食店がテナントとして入る予定であり、内装に木材を使用してもらうことを提案していく予定である。

4. その他

・提出書類一覧

- ・要綱第2号様式国産木材使用完了届出書：正副2部
- ・添付資料2-1 木材使用完了数量調書
 - 添付資料2-1付属資料 国産木材使用完了数量調書内訳
 - 国産木材使用完了数量調書内訳 参考資料a 部材別・延べ長さ等集計表
 - 国産木材使用完了数量調書内訳 参考資料b 建具用内訳シート
 - 国産木材使用完了数量調書内訳 参考資料c 家具用内訳シート
 - 国産木材使用完了数量調書内訳 参考資料d 戸数表
- ・添付資料2-2 混合製品証明書
- ・添付資料2-3 二酸化炭素固定量算定報告書
- ・添付資料2-4 完了検査申請書の写し
 - 各階平面図：各1部（地上3階から5階において国産木材使用計画書時点から変更が生じたため、該当階のものを添付。変更箇所を赤字で示している）。
 - 矩計図：各1部（同上。該当箇所のもののみ添付）
 - 各室内部仕上表：各1部（同上。該当箇所のもののみ添付）
- ・添付資料2-5 対象木材の納品書、現場写真
 - 納品書及び出荷証明書

以上

納品書見本

みなとモデル 納品書について

書式は自由です。御社規定のものをお使いください。

①～⑧について、ご記載ください。

- ① 宛名(納品先)
- ② 物件名(建物名称) : 「(仮称)●●計画」など計画名でも可。(不明の場合は無記入で構いません)
- ③ 納品元(納品書の発行者)、社判を押す(あるいは担当者印)
- ④ 納品日
- ⑤ 製品名 : サイズが複数ある場合は、サイズも記入。
- ⑥ 数量 : 納入した数を記載してください。使用された数ではありません。必ず単位を付けること。
- ⑦ uni4mマーク : 協定材の場合、自治体名入りuni4mマークを入れてください。国産合法木材の場合は不要です。

※混合製品の場合は、メーカーの混合製品証明書を別途添付してください。

(書式例)

納品書			
① (宛先) × × 産業株 御中	③ ●●会社 × × 県 × × 市 × × 町 1-1 TEL: ●●●-●●●-●●●	④ 納品日 ●年●月●日	社判
品名(樹種／产地)	サイズ	数量	単位
⑤ ●●パーティクルボード (スギ／●●市産)	12×910×1820	⑥ 100	枚
⑦  MARUMARUSHI			

出荷証明書見本

みなとモデル 出荷証明書について

書式は自由です。御社規定のものをお使いください。

下記①～⑨について、ご記載ください。

- ① 宛先(納品先)
- ② 出荷証明書の発行日
- ③ 物件名(建物名称)：「(仮称)●●計画」など計画名でも可。不明の場合は無記入で構いません。
- ④ 物件所在地：不明の場合は無記入で構いません。
- ⑤ 納入日：期間でまとめてください。
- ⑥ 製品名：国産材の場合「国産」と明記(産地が判るものは産地記載)。
サイズが複数ある場合は、サイズも記入。
- ⑦ 数量：納入した数を記載してください。使用された数ではありません。必ず単位を記入すること。
- ⑧ uni4mマーク：⑨がみなとモデル登録事業者で、製品が協定材の場合、自治体名入りuni4mマークを入れてください。
国産合法木材の場合と、⑨が未登録事業者の場合は不要です。
- ⑨ 納品元(出荷証明書の発行者)、社判を押す

※混合製品の場合は、メーカーの混合製品証明書を別途添付してください。

(書式例)

①	出荷証明書	② 平成●年●月●日												
(宛先) ××産業(株) 御中														
下記製品を弊社より出荷しましたことを証明いたします。														
記														
<p>③(物件名／建築名称) みなと●●ビル ④(所在地) 港区新橋●-●-1 ⑤(納入日) 平成26年●月●日～平成27年●月●日</p>														
納入明細														
<table border="1"><thead><tr><th>品名(樹種／産地)</th><th>サイズ</th><th>数量</th><th>単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>⑥ ●●パーティクルボード (スギ／●●市産)</td><td>18×910×1820</td><td>⑦ 200</td><td>枚</td></tr><tr><td>●●パーティクルボード (スギ／●●市産)</td><td>12×910×1820</td><td>100</td><td>枚</td></tr></tbody></table>		品名(樹種／産地)	サイズ	数量	単位	⑥ ●●パーティクルボード (スギ／●●市産)	18×910×1820	⑦ 200	枚	●●パーティクルボード (スギ／●●市産)	12×910×1820	100	枚	
品名(樹種／産地)	サイズ	数量	単位											
⑥ ●●パーティクルボード (スギ／●●市産)	18×910×1820	⑦ 200	枚											
●●パーティクルボード (スギ／●●市産)	12×910×1820	100	枚											
⑧	 MARUMARUSHI	⑨ ●●会社 ××県××市××町1-1 TEL:●●●-●●●-●●●●												
社判														

2-2. 協定自治体に対する業務

港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体との間で必要となる業務を行う。

なお、協定自治体に対する業務のうち、みなとモデル制度ホームページ（以下、HP）に関する業務については、「3 ホームページに関する業務」で述べる。

2-2-1. 協定自治体に対する業務

(1) みなと森と水ネットワーク会議の運営支援

港区と協定自治体が開催する「みなと森と水ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）」について、以下の業務を行う。なお、ネットワーク会議には幹事会と総会がある。

- ① 会議資料等の作成
- ② 会議当日の運営支援

(2) その他連絡・調整・相談・問い合わせ対応

必要に応じて協定自治体との各種連絡・調整、相談・問い合わせに適宜対応する。

また、協定自治体以外の自治体を含め、みなとモデル制度に関する問い合わせに対応すること。

2-2-2. 新たに協定を締結する自治体に対する業務

(1) 協定調印式の運営支援

港区が新たに自治体と協定を締結する場合の協定調印式について、以下の業務を行う。

- ① 協定書の電子データの作成
- ② その他必要な資料の作成
- ③ 式当日の運営支援

(2) uni4m（ユニフォームマーク）の作成

新規協定締結自治体の名称が入った

uni4m マークの電子データを作成すること（右図参照）。



(3) 関連文書の提供

みなとモデル制度に参加する際に必要となる資料・文書類をすべてCDに収め、新規協定締結自治体に提供すること。

2-3. 登録事業者に対する業務

協定木材を調達して製品を製造し、港区内で建てられる建築物等に協定木材製品を供給する事業者は、協定自治体に登録をする必要がある。自治体に登録した事業者は「登録事業者」として、企業情報及び取扱製品の情報がHPに掲載される。港区は、建築主に対し、HPに掲載されている事業者の協定木材製品の使用を推奨する。

事務局は、登録事業者に対する以下の業務を行う。

ただし、登録事業者に対する業務のうち、HPに関する業務については、「3 ホームページに関する業務」で述べる。

(1) 登録事業者が取扱う協定木材製品の情報収集

登録事業者が取り扱っている協定木材製品の情報（詳細な仕様、パンフレット、製品サンプル等）を常時収集し、建築主からの相談に有効活用できるよう整理しておく。

(2) 相談・問い合わせ対応

登録に関する問い合わせや、協定木材製品の製造・流通などに関する相談等に適宜対応する。

2-4. その他の業務

(1) みなとモデル制度関連文書の作成等支援

建築主、協定自治体、登録事業者、事務局を対象としたみなとモデル制度関連の文書、資料の作成、更新等を行う。

(2) みなとモデル制度説明会・展示会の運営支援

港区が実施する、みなとモデル制度説明及び協定木材製品展示会について、以下の業務を行う。

- ① 説明会・展示会チラシ等周知媒体（電子データ）の作成

- ② 説明会資料の作成
- ③ 展示会出展者との連絡、調整
- ④ 展示会関連資料の作成
- ⑤ 当日の運営支援

(3) 都市部の木材活用に向けた人材育成に関する業務

港区が実施する、建築主や設計者を対象とした人材育成に関する以下の業務を行う。

【人材育成講座の運営】

- ① チラシ等周知媒体（電子データ）の作成
- ② 講師の手配
- ③ 当日の運営支援

【林産地見学会の開催】

- ① チラシ等周知媒体（電子データ）の作成
- ② 見学先（協定自治体）との調整
- ③ 見学先への同行

【木の素材や建材等の展示】

- ① 説明資料の作成
- ② 展示会場との連絡、調整
- ③ 展示品等の管理

(4) 各種イベントの運営支援

港区が主催・共催する啓発イベントでのみならずモデル制度のPR、または他団体主催イベントに出展等をする場合に、パネル制作やレイアウト制作等の支援を行う。

＜啓発イベントの例＞

■ 建築建材展

(5) 関連情報の収集、整理

林業、木材産業等の情報収集を常時行い、有効に活用できるよう適切に整理する。

3. ホームページに関する業務

みなとモデル制度では、協定自治体や登録事業者、協定木材製品の情報を建築主に提供するため、専用のHPを運営している。

HPでの情報の掲載は、事業者登録における手続きとリンクしているため、両者を正確に把握し、協定自治体や登録事業者に対して的確な案内、指導を行う必要がある。

ここでは、HPの運営に伴う各種業務の流れについて記すが、具体的な操作に関する事項は「ホームページ利用マニュアル」を参照すること。

なお、HPに関する作業を行うにあたり、1日に1回以上、協定自治体からのメールの受信状況をチェックすること。

3-1. 協定自治体に対する業務

3-1-1. 自治体紹介ページの公開設定

協定自治体が、既に公開されている自治体紹介ページを更新した場合の作業手順は次のとおり。

- ① 協定自治体から承認要請メールが届く
- ② 管理者サイトにログインし、当該自治体のページを確認
- ③ 承認（公開設定）

3-1-2. 新規協定自治体IDの発行

港区が新たに協定を締結した自治体に、以下の手順でログイン用ID及びパスワード（PW）を発行する。

- ① 管理者サイトにログインし、ID、PWを発行
- ② 「発行済みID・PWリスト」を更新し、港区担当者にメールで送信

※協定自治体へは港区担当者から通知

3-1-3. 新規協定自治体紹介ページの公開設定

港区が新たに協定を締結した自治体が、自治体紹介ページを入力した場合の作業手順は上記1と同様。

3-1-4. 協定自治体ニュースの掲載

協定自治体からニュース原稿を受け取った場合、以下の手順でHPに掲載する。

- ① 「Word Press」のログインページから専用のID、PWでログイン
- ② 原稿に即して文章入力、写真添付等を行う
※この際、ニュース発信先の自治体を示すタグを設定
- ③ 内容に間違いがないか確認のうえ、更新（公開）

3-1-5. その他問い合わせ対応

HPに関する協定自治体からの問い合わせに適宜対応する。

自治体紹介ページの例

協定自治体ニュースの例

世纪文格体二二一八

1

- 2020.04.18
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.19
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.20
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.21
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.22
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.23
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.24
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020.04.25
[日付] [時間] 3
[説明] ハンブルグの空港で荷物を預けた後、
飛行機に乗る。

2020-2021 學年 第二學期

もんべつ流氷まつりが開催され

新潟市セントラル病院(1月9日～11日)では、メインスル

卷之三



振り替アドバイスで、会員となった地元のイベント情報を、【地域活性化】のメンバーが【開催】は区域活性化を多くの人に発信していくことになりました。イベント情報や報酬を楽しむ方法です。今後も地元の方々が地域でつながったお祭りをより身近に感じて頂けます。

—> **Index**



3-2. 登録事業者に対する業務

3-2-1. 登録事業者IDの発行

協定自治体が登録を認め、みなとモデル制度の登録事業者となった事業者に、以下の手順でログイン用ID及びパスワード(PW)を発行する。

- ① 管理者サイトにログインし、ID、PWを発行
- ② 当該事業者に発行したID、PWをメールで通知
※メールアドレスの無い事業者には郵送
- ③ 「発行済みID・PWリスト」を更新し、港区担当者にメールで送信

3-2-2. 登録事業者情報の公開設定

登録事業者情報をHPで公開するための作業手順は以下のとおり。

- ① 登録先の協定自治体から事業者の承認要請メールが届く
- ② 管理者サイトにログインし、当該事業者の企業情報、製品情報を確認
- ③ 内容に問題がなければ承認(公開設定)
- ④ 内容に不備がある場合、登録先の自治体または事業者に訂正を求める。

※自治体、事業者のどちらに連絡するかは訂正の内容・程度によって適宜判断

既にHPで情報が公開されている事業者が、情報を更新した場合の作業についても同様の手順で行う。ただし、軽微な更新の場合は協定自治体を経由せず、事業者から事務局に直接、承認要請の連絡が入るため、上記③、④の作業を行う。

3-2-3. 関連文書のアップロード

HP内の「木材を扱う事業者の方へ」のページで公開している文書類が更新された場合、当該文書の更新版をアップロードする。

3-2-4. その他問い合わせ対応

HPに関する事業者からの問い合わせに適宜対応する。

《事業者登録申請書類》

記入例

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度
協定木材の供給に係る事業者登録申請書

みなと市長 様

みなと市と港区が平成 24 年 7 月 1 日に締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」に基づき、下記のとおり協定木材を供給する事業者として登録を申請します。

なお、登録にあたっては本申請書において規定される要件を遵守します。

フリガナ	ミトモザイ
事業者名	みなと木材株式会社
代表者名	役職：代表取締役 氏名：港 太郎
本社住所	〒108-8511 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号
TEL	TEL : 03-3578-2111
URL	URL : http://www.city.minato.tokyo
担当者氏名・所属	氏名：港 次郎 所属部署：営業本部営業第一課
TEL	TEL : 03-3578-2477
FAX	FAX : 03-3578-2489
E-mail	E-Mail : jirou-minato@city.minato.tokyo.jp
主な取扱製品分野 (製品分野一覧から選択)	複合突板フローリング
他の協定自治体への登録状況 【登録済みの自治体名を記入】	紋別市、葛巻町、信濃町、朝来市、西予市、諸塙村

令和 年 8 月 1 日

本社所在地 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号

事業者名 みなと木材株式会社

代表者名 港 太郎 印

登録事業者の要件

- 1 **みなと市**にあり、かつ以下の条件を満たす森林から産出された木材および木材製品（協定木材）を、他の木材と分別して加工・出荷する。
 - ①森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条の規定に基づき、市町村長から森林經營計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
 - ②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC 等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。
 - ③森林法第 2 条第 3 項に定める国有林であり、同法第 7 条の 2 の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。
- 2 協定木材の取扱実績を 1 年に 1 回、**みなと市**に提出する。
- 3 **みなと市**と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。
- 4 港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。
- 5 **みなと市**に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する。
- 6 出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4m マーク」を明記する。



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

記入例

事業者情報シート

に記入する

※は必ず記入

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

※ 事業者名	みなと木材株式会社			
※ 事業者名(カナ)	ミナトモクザイ			
※ 登録している自治体 【すべて記入】	紋別市、葛巻町、信濃町、朝来市、西予市、諸塙村			
※ 業態 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 伐採・原木販売	<input checked="" type="checkbox"/> 木材加工	<input type="checkbox"/> 流通	
※ 取扱製品分野 【別シート「製品分野一覧」の該当するものをすべて■にする】				
※ 代表者氏名	港 太郎			
※ 代表者氏名(カナ)	ミナト タロウ			
代表者役職	代表取締役			
※ 創業	(西暦) 1978 年 9 月			
※ 本社所在地 【都道府県から記入】	〒 108 - 8511			
	東京都港区芝公園1丁目5番25号			
※ 本社TEL	03 - 3578 - 2111			
本社FAX	-			
ホームページURL	http://www.city.minato.tokyo			

みなとモデル制度担当者

※ 氏名	港 次郎			
※ 氏名(カナ)	ミナト ジロウ			
役職	係長			
所属部署名	営業本部営業第一課			
※ 所在地 【都道府県から記入】	〒 108 - 8511			
	東京都港区芝公園1丁目5番25号			
※ TEL	03 - 3578 - 2477			
FAX	03 - 3578 - 2489			
メールアドレス	jiroou_minato	@	city.minato.tokyo.jp	

工場所在地 【3件まで記入可】 【都道府県から記入】	東京都港区六本木 東京都あきる野市		
合法木材認定 【3件まで記入可】	団体名: 東京●●木材組合 認定番号: 1234567 団体名: 認定番号: 団体名: 認定番号:		
森林認証 【3件まで記入可】	認証名: FSC 認証番号: 9876543 認証名: SGEC 認証番号: 246802 認証名: PEFC 認証番号: 0246864		
ISO 【該当を■にする】	■ 9001 認証番号: 998877 ■ 14001 認証番号: 665544		
主要取引先 【200文字以内】	みなと建設、みなと工業、みなと商事、みなと産業 など		
主要設備機器 【200文字以内】	バイオ乾燥機		
※会社PR 【400文字以内】	バイオ乾燥したスギ、ヒノキ、カラマツ集成材のフローリングは寸法安定性が高いのが特徴です。 また、乾燥機のエネルギーの約70%は製材過程で出た端材で賄っており、環境負荷の少ない工程管理に取り組んでいます。		

取扱製品情報シート

に記入する

※は必ず記入

記入例

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

● 製品登録No.

1

※ 製品分類 【製品分野からひとつ選択】	複合(突板)フローリング		
※ 製品名	●●フローリング'minato		
※ 型番	m-123456		
性能 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 不燃	<input type="checkbox"/> 準不燃	<input type="checkbox"/> 難燃
	<input type="checkbox"/> 防腐防蟻	<input type="checkbox"/> 熱処理	<input type="checkbox"/> 圧密加工(全層)
	<input type="checkbox"/> 圧密加工(表層)	<input type="checkbox"/> 樹脂含浸	<input type="checkbox"/> 特定防火設備
	<input type="checkbox"/> 防火設備	<input checked="" type="checkbox"/> 床暖房対応	<input checked="" type="checkbox"/> 重歩行対応
	<input type="checkbox"/> 軽歩行対応		
※ 樹種 【1種のみ記入】	スギ		
※ 材の産地 【該当をすべて記入】 【協定自治体名のみ】	あきる野市		
※ 寸法(ヨコ)	1800	mm	
※ 寸法(タテ)	150	mm	
※ 寸法(奥行)	12	mm	
寸法(直径)		mm	
※ 仕上げ・塗装	ウレタン塗装		
※ 設計価格(円)	11,000~12,000円		(／単位)
※ 単位 【該当を■にする】	<input type="checkbox"/> m	<input checked="" type="checkbox"/> m ²	<input type="checkbox"/> m ³
	<input type="checkbox"/> 坪	<input type="checkbox"/> 枚	<input type="checkbox"/> 脚
	<input type="checkbox"/> 台	<input type="checkbox"/> 本	<input type="checkbox"/> 個
	<input type="checkbox"/> 組	<input type="checkbox"/> 伐採のため単位なし	
※ 他寸法での対応 【該当を■にする】	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	
JAS/JIS対応 【該当を■にする】	<input checked="" type="checkbox"/> JAS	<input type="checkbox"/> JIS	<input type="checkbox"/> 両方

当製品1m³あたりのデータ ★原木投入量ではありません(一部例外を除く)

※ 国産木材使用量	1.0000	m ³
※ うち協定木材使用量	0.9000	m ³
※ 国産木材によるCO ₂ 固定量	0.5700	t-CO ₂
※ うち協定木材によるCO ₂ 固定量	0.5100	t-CO ₂
※ 当製品のみならずモデル 制度における区分	<input type="checkbox"/> 協定木材	<input type="checkbox"/> 国産合法木材

特記事項 【200文字以内】	
-------------------	--

<製品分野一覧>

●素材

大分類	小分類 ※ここから選択			
丸太	■製材用	■集成材用	■合板用	■チップ用
	■杭用	■その他丸太		
構造用製材品	■構造用製材品	※詳細は別表を参照		
羽柄用製材品	■羽柄用製材品	※詳細は別表を参照		
造作・内装用製材品	■造作・内装用製材品	※詳細は別表を参照		
その他製材品	■建具用	■家具用	■集成材ラミナ用	■外構用
	■2×4 部材用	■その他製材品		
集成材	■構造用集成材	■造作用集成材	■化粧貼集成材	
L V L	■構造用L V L	■造作用L V L		
C L T	■構造用C L T	■造作用C L T		
合板	■構造用合板	■普通合板	■難燃合板	■化粧合板
	■ランバーコア合板			
木質ボード	■ハードボード	■MDF	■インシュレーションボード	
	■O S B ボード	■パーティクルボード		
	■木毛セメント板・木片セメント板			
	■化粧木質ボード	■その他木質ボード		
突板・シート	■突板	■シート		
再生木材	■再生木材			
その他素材	■その他素材			

●製品

大分類	小分類 ※ここから選択
単層（無垢）フローリング	■単層（無垢）フローリング
単層（集成）フローリング	■単層（集成）フローリング
単層（圧密）フローリング	■単層（圧密）フローリング
複合（突板）フローリング	■複合（突板）フローリング
複合（シート）フローリング	■複合（シート）フローリング

複合（圧密）フローリング	■複合（圧密）フローリング
縁甲板	■縁甲板
その他フローリング	■その他フローリング
造作（洋室）	<p>■造作部材 ■階段・手摺 ■モールディング ■その他造作（洋室） ※詳細は別表を参照</p>
造作（和室）	<p>■造作部材 ■銘木 ■その他造作（和室） ※詳細は別表を参照</p>
建具	<p>■カーテンウォール ■サッシ ■ドア ■収納扉 ■襖・障子 ■可動間仕切り ■その他建具</p>
内装仕上	<p>■内壁材 ■天井材 ■内装ルーバー ■その他内装仕上</p>
外装仕上	■外壁材 ■外装ルーバー ■その他外装仕上
家具（置き家具）	<p>■テーブル・机 ■イス・ソファー・ベンチ ■箱物 ■特注家具 ■その他家具</p>
家具（造作）	■造作家具
室内装飾	■ブラインド ■パーテイション ■モニュメント ■その他室内装飾
住設機器	<p>■キッチン ■洗面化粧台 ■手洗いカウンター ■ユニットバス ■浴槽 ■照明器具 ■その他住設機器</p>
水槽	■水槽
外構	<p>■デッキ・舗装ブロック ■フェンス・柵・門扉 ■枕木・堰板・杭 ■家具・遊具 ■パーゴラ・東屋・ログハウス・トイレ ■モニュメント ■標識・サイン ■メールボックス・ゴミ箱・側溝蓋 ■緑化材 ■その他外構</p>
システム・ユニット	<p>■階段ユニット ■押入れユニット ■システム収納 ■床システム ■システム天井 ■壁システム ■その他システム・ユニット</p>
その他製品	■玩具 ■文具・事務用品 ■生活用品 ■その他製品

【別表】

●製材品

構造用製材品	土台、大引、管柱、通柱、梁、桁、母屋、棟木、火打土台、火打梁、小屋束、床束、方杖
羽柄用製材品	間柱、筋交、野縁、窓台、マグサ、建具枠下地材、垂木、屋根断熱材受け材、破風板、鼻隠、広小舞、胴縁、根太、壁、天井下地補助材、貫、壁下地、床下地、屋根下地
造作・内装用製材品	サッシ枠、建具枠、巾木、廻縁、雑巾摺、式台、框、敷居、鴨居、長押、カウンター、飾棚、床材、壁材、天井材、見切

●造作（洋室）

造作部材	巾木、沓摺、額縁、膳板、見切材、カーテンボックス、天板、棚板、家具部材
階段・手摺	階段、手摺、手摺部材
モールディング	モールディング
その他造作（洋室）	框・式台、その他

●造作（和室）

造作部材	巾木、雑巾摺、畳寄、敷居、鴨居、長押、付鴨居、化粧柱、付柱、廻縁、額縁、膳板、見切材、カーテンボックス、天板、棚板、落掛、格天井、家具部材
銘木	框、式台、踏板、床框、床板、床柱、雲板、無双四分一、化粧丸太
その他造作（和室）	階段、手摺、手摺部材、その他

3-3. その他のページに関する業務

上述 3-1、3-2 以外のページについて、以下の業務を行う。

3-3-1. 関連文書のアップロード

HP 内で公開している文書類が更新された場合、当該文書の更新版をアップロードする。

3-3-2. みなとモデルニュースの掲載

みなとモデル制度に関連するニュースを以下の手順で随時 HP に掲載する。

掲載するニュースの内容については、既出の例を参考にすること。

- ① 「Word Press」のログインページから専用の ID、PW でログイン
- ② 章入力、写真添付等を行う
- ③ 内容に間違いがないか確認のうえ、更新（公開）

3-3-3. CO2 固定量認証事例の掲載

新たに CO2 固定量を認証した場合、当該物件の情報を以下の手順で随時 HP に掲載する。

- ① 「Word Press」のログインページから専用の ID、PW でログイン
- ② 文章入力、写真添付等を行う
- ③ 内容に間違いがないか確認のうえ、更新（公開）

4. 事業者登録について

本制度における事業者登録とは、木材製品を取扱う事業者が、港区内の建設現場に協定木材または協定木材製品を供給する旨を、協定自治体に意思表示することを指す。協定自治体に登録した事業者を「登録事業者」と呼ぶ。

協定自治体に登録された事業者の情報とその事業者が取扱う協定木材製品の情報は、HPに掲載される。

港区は、区内で建築を行う建築主に対し、HPに掲載されている協定木材の使用を推奨する。建築主は、HPから計画に合致する協定木材製品を検索して設計に盛り込んだり、登録事業者に直接問い合わせたりする。設計に盛り込まれた協定木材製品は、実際の注文につながる可能性も大きくなり、協定木材の販路の拡大が期待できる。

事業者登録の受付、審査、承認は協定自治体が行うが、事務局では登録後のHPへの情報掲載までを一連の手続きとして正確に把握し、協定自治体や登録事業者に対して的確な案内、指導を行う必要がある。

4-1. 登録の要件

事業者登録にあたっては以下の要件がある。協定自治体が登録を受け付ける際は、これらの要件が遵守できるか事業者に必ず確認しなければならない。

ア. 協定木材を他の木材と分別して管理、加工、出荷する。

(協定木材の定義)

協定自治体内にあり、かつ次の条件を満たす森林から産出される木材をいう。

- ①森林法（昭和26年法律第249号）第11条の規定に基づき、市町村長から森林經營計畫が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成

23年4月22日法律第20号)の施行日である平成24年4月1日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。

②独立した認証機関による森林認証(FSC、SGEC等)を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。

③森林法第2条第3項に定める国有林であり、同法第7条の2の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。

- イ. 協定木材の取扱実績を1年に1回、登録している自治体に報告する。
- ウ. 登録した自治体と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。
- エ. 港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。
- オ. 登録する自治体に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する(業態による例外あり)。
- カ. 出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4mマーク」を必ず表示する。

※uni4mマークは登録完了後、各自治体
からデータが提供される。



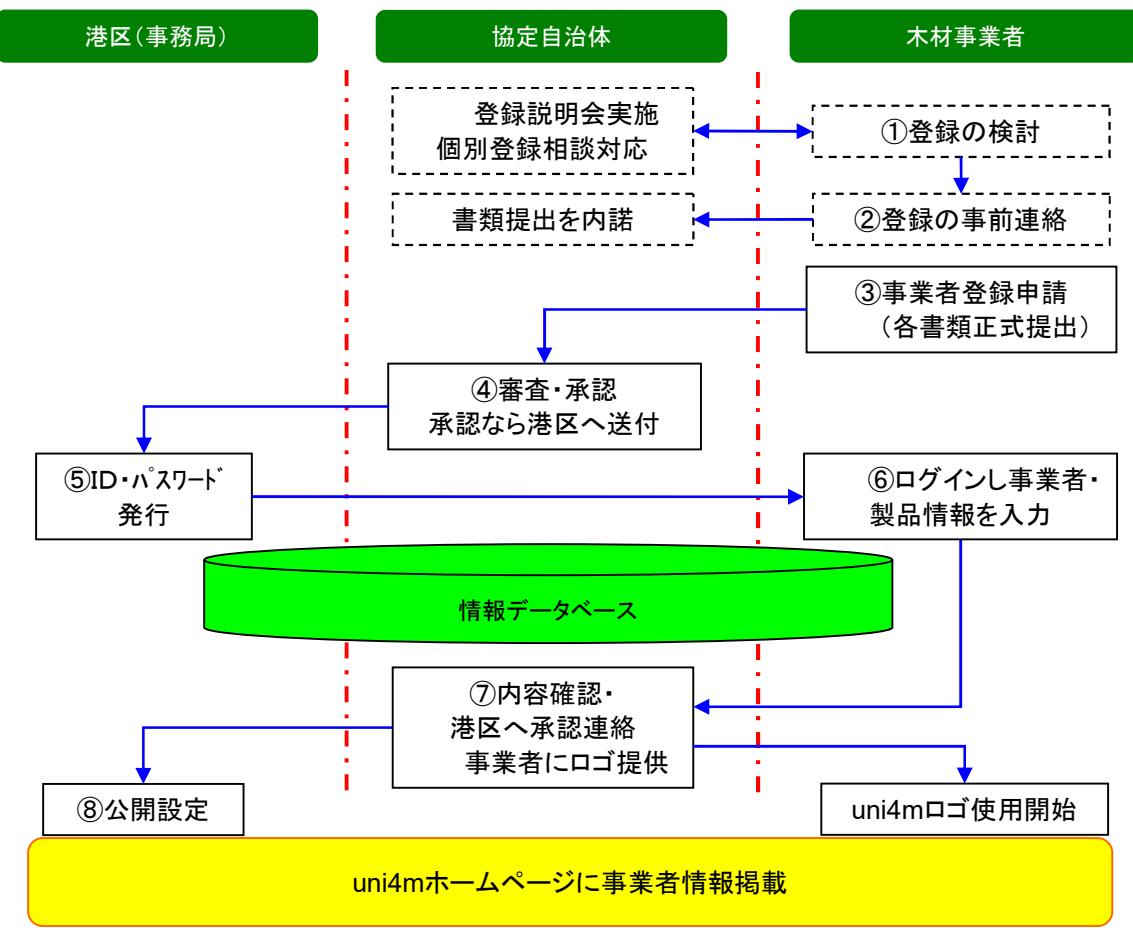
なお、協定木材と他の国産木材、外国産木材、非木質材料等とを混合した製品を取扱う事業者については別途遵守すべき事項、提出が必要な書類がある。

4-2. 登録手続き

登録を希望する事業者は、使用する協定木材の産地である協定自治体に登録を申請する。

協定木材を使用しない事業者の登録は不可。

登録申請からホームページに情報が掲載されるまでの流れは次ページの図のとおりである。



4-2-1. 登録を希望する事業者への対応

事業者から登録したい旨の申し出があった場合、HPから次の書式をダウンロードして作成し、使用する材の産地である協定自治体に提出するよう案内する。

①事業者登録申請書

代表者印を押した書類の原本を提出

②事業者情報シート

提出方法（紙または電子データ）は自治体による

③取扱製品情報シート

提出方法（紙または電子データ）は自治体による

混合製品を取扱う事業者

④みなとモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書

※書式をダウンロードして提出

⑤木材使用量計算書

※書式をダウンロードして提出

※以下に該当する事業者は特殊業態事業者として、それぞれ専用の書式を使用する必要がある。特殊業態事業者用の書式はHPからダウンロードできないため、登録を希望する自治体から入手するよう案内する（詳しくは後述の「特殊業態の事業者の各書類の作成・Web入力について」を参照）。

①伐採のみを行う事業者

②販売・流通事業者

商社、問屋、木材市場、原木市場など

③その他製品取扱事業者

製品分野の「その他製品」を取り扱う事業者

④特定取引のみの事業者

- ・ある特定の事業者の製品のための中間部材のみを製造する事業者
- ・自社で直接的な販売は行わない（商社等への卸のみ）部材メーカーなど

記入例

<伐採事業者用>

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 協定木材の供給に係る事業者登録申請書

みなと市長 様

みなと市と港区が平成 24 年 7 月 1 日に締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」に基づき、下記のとおり協定木材を供給する事業者として登録を申請します。

なお、登録にあたっては本申請書において規定される要件を遵守します。

フリガナ	ミナトシヨウクミアイ
事業者名	みなと森林組合
代表者名	役職：代表理事 氏名：港 太郎
本社住所 TEL URL	〒108-8511 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 TEL : 03-3578-2111 URL : なし
担当者氏名・所属 TEL FAX E-mail	氏名：港 次郎 所属部署：森林施業課 TEL : 03-3578-2477 FAX : 03-3578-2489 E-Mail : jirou-minato@minato.jp
主な取扱製品分野	伐採のみ
他の協定自治体への登録状況 【登録済みの自治体名を記入】	紋別市、下川町、津別町

令和 年 8 月 1 日

本社所在地 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号

事業者名 みなと森林組合

代表者名 港 太郎

印

登録事業者の要件

- 1 **みなと市**にあり、かつ以下の条件を満たす森林から産出された木材および木材製品（協定木材）を、他の木材と分別して加工・出荷する。
 - ①森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条の規定に基づき、市町村長から森林經營計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
 - ②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC 等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。
 - ③森林法第 2 条第 3 項に定める国有林であり、同法第 7 条の 2 の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。
- 2 協定木材の取扱実績を 1 年に 1 回、**みなと市**に提出する。
- 3 **みなと市**と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。
- 4 港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。
- 5 **みなと市**に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する（業態による例外あり）。
- 6 出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4m マーク」を明記する。



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

記入例

事業者情報シート

■に記入する ※は必ず記入

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

※ 事業者名	みなと森林組合				
※ 事業者名(カナ)	ミナトシンリンクミアイ				
※ 登録している自治体 【すべて記入】	紋別市、下川町、津別町				
※ 業態 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input checked="" type="checkbox"/> 伐採・原木販売 <input type="checkbox"/> 木材加工 <input type="checkbox"/> 流通				
※ 取扱製品分野	その他素材(伐採のみ)				
※ 代表者氏名	港 太郎				
※ 代表者氏名(カナ)	ミナト タロウ				
代表者役職	代表理事				
※ 創業	(西暦) 1978 年 9 月				
※ 本社所在地 【都道府県から記入】	〒 108 一 8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号				
※ 本社TEL	03	—	3578	—	2111
本社FAX		—		—	
ホームページURL	なし				

みなとモデル制度担当者

※ 氏名	港 次郎				
※ 氏名(カナ)	ミナト ジロウ				
役職					
所属部署名	森林施業課				
※ 所在地 【都道府県から記入】	〒 108 一 8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号				
※ TEL	03	—	3578	—	2477
FAX	03	—	3578	—	2489
メールアドレス	jirou_minato		@	minato.jp	

工場所在地 【3件まで記入可】 【都道府県から記入】			
合法木材認定 【3件まで記入可】	団体名: 東京●●木材組合	認定番号:	1234567
	団体名:	認定番号:	
	団体名:	認定番号:	
森林認証 【3件まで記入可】	認証名: FSC	認証番号:	9876543
	認証名: SGEC	認証番号:	246802
	認証名: PEFC	認証番号:	0246864
ISO 【該当を■にする】	<input type="checkbox"/> 9001	認証番号:	
	<input type="checkbox"/> 14001	認証番号:	
主要取引先 【200文字以内】	みなど木材、みなど木工		
主要設備機器 【200文字以内】			
※ 会社PR 【400文字以内】	長期的かつ綿密な計画に基づく森林施業を行っています。		

記入例

<販売・流通事業者用>

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 協定木材の供給に係る事業者登録申請書

みなと市長 様

みなと市と港区が平成 24 年 7 月 1 日に締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」に基づき、下記のとおり協定木材を供給する事業者として登録を申請します。

なお、登録にあたっては本申請書において規定される要件を遵守します。

フリガナ 事業者名	ミネモカザ・イリュウツウ みなと木材流通
代表者名	役職：代表取締役 氏名：港 太郎
本社住所 TEL URL	〒108-8511 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 TEL : 03-3578-2111 URL : http://www.minato.jp
担当者氏名・所属 TEL FAX E-mail	氏名：港 次郎 所属部署：販売課 TEL : 03-3578-2477 FAX : 03-3578-2489 E-Mail : jirou-minato@minato.tokyo.jp
主な取扱製品分野	販売・流通
他の協定自治体への 登録状況 【登録済みの自治体名 を記入】	紋別市、下川町、津別町

平成 24 年 8 月 1 日

本社所在地 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号

事業者名 みなと森林流通

代表者名 港 太郎 印

登録事業者の要件

- 1 **みなと市**にあり、かつ以下の条件を満たす森林から産出された木材および木材製品（協定木材）を、他の木材と分別して加工・出荷する。
 - ①森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条の規定に基づき、市町村長から森林經營計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
 - ②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC 等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。
 - ③森林法第 2 条第 3 項に定める国有林であり、同法第 7 条の 2 の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。
- 2 協定木材の取扱実績を 1 年に 1 回、**みなと市**に提出する。
- 3 **みなと市**と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。
- 4 港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。
- 5 **みなと市**に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する（業態による例外あり）。
- 6 出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4m マーク」を明記する。



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

記入例

事業者情報シート

に記入する

※は必ず記入

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

※ 事業者名	みなと木材流通				
※ 事業者名(カナ)	ミナトモクザイリュウツウ				
※ 登録している自治体 【すべて記入】	紋別市、下川町、津別町				
※ 業態 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 伐採・原木販売 <input type="checkbox"/> 木材加工				<input checked="" type="checkbox"/> 流通
※ 取扱製品分野 【別シート「製品分野一覧」の該当するものをすべて■にする】					
※ 代表者氏名	港 太郎				
※ 代表者氏名(カナ)	ミナト タロウ				
代表者役職	代表取締役				
※ 創業	(西暦) 1978 年 9 月				
※ 本社所在地 【都道府県から記入】	〒 108 - 8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号				
※ 本社TEL	03	-	3578	-	2111
本社FAX		-		-	
ホームページURL	http://www.minato.jp				

みなとモデル制度担当者

※ 氏名	港 次郎				
※ 氏名(カナ)	ミナト ジロウ				
役職	課長				
所属部署名	販売課				
※ 所在地 【都道府県から記入】	〒 108 - 8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号				
※ TEL	03	-	3578	-	2477
FAX	03	-	3578	-	2489
メールアドレス	jirou_minato		@	minato.tokyo.jp	

工場所在地 【3件まで記入可】 【都道府県から記入】			
合法木材認定 【3件まで記入可】	団体名: 東京●●木材組合	認定番号:	1234567
	団体名:	認定番号:	
	団体名:	認定番号:	
森林認証 【3件まで記入可】	認証名: FSC(CoC)	認証番号:	9876543
	認証名:	認証番号:	
	認証名:	認証番号:	
ISO 【該当を■にする】	■ 9001	認証番号:	998877
	■ 14001	認証番号:	665544
主要取引先 【200文字以内】	みなと木材、みなと木工、みなと建設、みなと商事 ほか		
主要設備機器 【200文字以内】			
※会社PR 【400文字以内】	登録先(紋別市、下川町、津別町)の協定木材製品について、素材からメーカー製品まで幅広く取扱っています。 お気軽にお問い合わせください。		

記入例

＜その他製品取扱事業者用＞

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 協定木材の供給に係る事業者登録申請書

みなと市長 様

みなと市と港区が平成 24 年 7 月 1 日に締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」に基づき、下記のとおり協定木材を供給する事業者として登録を申請します。

なお、登録にあたっては本申請書において規定される要件を遵守します。

フリガナ 事業者名	ミネトモコウ みなと木工
代表者名	役職：代表取締役 氏名：港 太郎
本社住所 TEL URL	〒108-8511 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 TEL : 03-3578-2111 URL : http://www.minato.jp
担当者氏名・所属 TEL FAX E-mail	氏名：港 次郎 所属部署：加工課 TEL : 03-3578-2477 FAX : 03-3578-2489 E-Mail : jirou-minato@minato.tokyo.jp
主な取扱製品分野	玩具、文具・事務用品、生活用品
他の協定自治体への 登録状況 【登録済みの自治体名 を記入】	紋別市、下川町、津別町

平成 24 年 8 月 1 日

本社所在地 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号

事業者名 みなと木工

代表者名 港 太郎 印

登録事業者の要件

- 1 **みなと市**にあり、かつ以下の条件を満たす森林から産出された木材および木材製品（協定木材）を、他の木材と分別して加工・出荷する。
 - ①森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条の規定に基づき、市町村長から森林經營計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
 - ②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC 等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。
 - ③森林法第 2 条第 3 項に定める国有林であり、同法第 7 条の 2 の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。
- 2 協定木材の取扱実績を 1 年に 1 回、**みなと市**に提出する。
- 3 **みなと市**と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。
- 4 港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。
- 5 **みなと市**に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する（業態による例外あり）。
- 6 出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4m マーク」を明記する。



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

記入例

事業者情報シート

■に記入する ※は必ず記入

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

※ 事業者名	みなと木工			
※ 事業者名(カナ)	ミナトモッコウ			
※ 登録している自治体 【すべて記入】	紋別市、下川町、津別町			
※ 業態 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 伐採・原木販売	<input checked="" type="checkbox"/> 木材加工	<input type="checkbox"/> 流通	
※ 取扱製品分野 【別シート「製品分野一覧」の該当するものをすべて■にする】				
※ 代表者氏名	港 太郎			
※ 代表者氏名(カナ)	ミナト タロウ			
代表者役職	代表取締役			
※ 創業	(西暦) 1978 年 9 月			
※ 本社所在地 【都道府県から記入】	〒 108 - 8511			
	東京都港区芝公園1丁目5番25号			
※ 本社TEL	03 - 3578 - 2111			
本社FAX	-			
ホームページURL	http://www.minato.jp			

みなとモデル制度担当者

※ 氏名	港 次郎			
※ 氏名(カナ)	ミナト ジロウ			
役職	課長			
所属部署名	加工課			
※ 所在地 【都道府県から記入】	〒 108 - 8511			
	東京都港区芝公園1丁目5番25号			
※ TEL	03 - 3578 - 2477			
FAX	03 - 3578 - 2489			
メールアドレス	jirou_minato		@	minato.tokyo.jp

工場所在地 【3件まで記入可】 【都道府県から記入】	東京都港区六本木		
合法木材認定 【3件まで記入可】	団体名: 東京●●木材組合	認定番号:	1234567
	団体名:	認定番号:	
	団体名:	認定番号:	
森林認証 【3件まで記入可】	認証名: FSC	認証番号:	9876543
	認証名:	認証番号:	
	認証名:	認証番号:	
ISO 【該当を■にする】	■ 9001	認証番号:	998877
	■ 14001	認証番号:	665544
主要取引先 【200文字以内】	みなど森林組合、みなど木材 など		
主要設備機器 【200文字以内】			
※会社PR 【400文字以内】	<p>協定木材を使った乳幼児向けの玩具、いろいろな生活雑貨を製造・販売しています。</p> <p>ノベルティグッズなどのご相談もお気軽にお問い合わせください。オーダーに合わせたご提案をさせていただきます。</p>		

取扱製品情報シート

に記入する

※は必ず記入

記入例

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

● 製品登録No. 1

※ 製品分類 【製品分野からひとつ選択】	玩具		
※ 製品名	○○つみきセット(Aタイプ) 100ピース入		
※ 型番	mm-1234A		
性能 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 不燃	<input type="checkbox"/> 準不燃	<input type="checkbox"/> 難燃
	<input type="checkbox"/> 防腐防蟻	<input type="checkbox"/> 熱処理	<input type="checkbox"/> 圧密加工(全層)
	<input type="checkbox"/> 圧密加工(表層)	<input type="checkbox"/> 樹脂含浸	<input type="checkbox"/> 特定防火設備
	<input type="checkbox"/> 防火設備	<input type="checkbox"/> 床暖房対応	<input type="checkbox"/> 重歩行対応
	<input type="checkbox"/> 軽歩行対応		
※ 樹種 【1種のみ記入】	ナラ		
※ 材の産地 【該当をすべて記入】 【協定自治体名のみ】	下川町		
※ 寸法(ヨコ)	0	mm	
※ 寸法(タテ)	0	mm	寸法記載がそぐわない製品の場合、すべて「0」を記入
※ 寸法(奥行)	0	mm	
寸法(直径)		mm	
※ 仕上げ・塗装	自然塗料仕上げ		
※ 設計価格(円)	5,250円(税込み)		(／単位)
※ 単位 【該当を■にする】	<input type="checkbox"/> m	<input type="checkbox"/> m ²	<input type="checkbox"/> m ³
	<input type="checkbox"/> 坪	<input type="checkbox"/> 枚	<input type="checkbox"/> 脚
	<input type="checkbox"/> 台	<input type="checkbox"/> 本	<input type="checkbox"/> 個
	<input checked="" type="checkbox"/> 組	<input type="checkbox"/> 伐採のため単位なし	
※ 他寸法での対応 【該当を■にする】	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 不可	
JAS/JIS対応 【該当を■にする】	<input type="checkbox"/> JAS	<input type="checkbox"/> JIS	<input type="checkbox"/> 両方

当製品1m³あたりのデータ

※ 国産木材使用量	0 m ³	
※ うち協定木材使用量	0 m ³	すべて「0」を記入
※ 国産木材によるCO ₂ 固定量	0 t-CO ₂	
※ うち協定木材によるCO ₂ 固定量	0 t-CO ₂	
※ 当製品のみなとモデル 制度における区分	<input checked="" type="checkbox"/> 協定木材	<input type="checkbox"/> 国産合法木材

特記事項 【200文字以内】	つみきは下川町産のナラ、箱に北海道産のシラカバを使用しています。
-------------------	----------------------------------

記入例

<特定取引事業者用>

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 協定木材の供給に係る事業者登録申請書

みなと市長 様

みなと市と港区が平成 24 年 7 月 1 日に締結した「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」に基づき、下記のとおり協定木材を供給する事業者として登録を申請します。

なお、登録にあたっては本申請書において規定される要件を遵守します。

フリガナ 事業者名	ミナトコウギョウ みなと工業
代表者名	役職：代表取締役 氏名：港 太郎
本社住所 TEL URL	〒108-8511 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号 TEL : 03-3578-2111 URL : なし
担当者氏名・所属 TEL FAX E-mail	氏名：港 次郎 所属部署：営業課 TEL : 03-3578-2477 FAX : 03-3578-2489 E-Mail : jirou-minato@minato.jp
主な取扱製品分野	紋別市、下川町、津別町の登録事業者である●●木材産業の協定木材製品の部材のみ取扱。直接販売および他社取引なし。
他の協定自治体への登録状況 【登録済みの自治体名を記入】	紋別市、下川町、津別町

平成 24 年 8 月 1 日

本社所在地 東京都港区芝公園 1 丁目 5 番 25 号

事業者名 みなと工業

代表者名 港 太郎 印

登録事業者の要件

- 1 **みなと市**にあり、かつ以下の条件を満たす森林から産出された木材および木材製品（協定木材）を、他の木材と分別して加工・出荷する。
 - ①森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条の規定に基づき、市町村長から森林經營計画が適当である旨の認定を受けている。または、森林法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）の施行日である平成 24 年 4 月 1 日以前に市町村長から森林施業計画が適当である旨の認定を受けている。
 - ②独立した認証機関による森林認証（FSC、SGEC 等）を受けており、森林法に基づくものと同等の施業に関する計画を有している。
 - ③森林法第 2 条第 3 項に定める国有林であり、同法第 7 条の 2 の規定に基づき地域別の森林計画がたてられている。
- 2 協定木材の取扱実績を 1 年に 1 回、**みなと市**に提出する。
- 3 **みなと市**と連携、協力して協定木材の安定供給に努める。
- 4 港区内における協定木材の活用を促進するための環境整備に努める。
- 5 **みなと市**に提出する文書の内容が、本制度のホームページで公開されることを承諾する（業態による例外あり）。
- 6 出荷する製品が協定木材であることを示すため、納品書に下記の「uni4m マーク」を明記する。



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

記入例

事業者情報シート

■に記入する ※は必ず記入

● 作成日(更新日) 平成 24 年 8 月 1 日

※ 事業者名	みなと工業				
※ 事業者名(カナ)	ミナトコウギョウ				
※ 登録している自治体 【すべて記入】	紋別市、下川町、津別町				
※ 業態 【該当を■にする】 【複数選択可】	<input type="checkbox"/> 伐採・原木販売	<input checked="" type="checkbox"/> 木材加工	<input type="checkbox"/> 流通		
※ 取扱製品分野 【別シート「製品分野一覧」の該当するものをすべて■にする】					
※ 代表者氏名	港 太郎				
※ 代表者氏名(カナ)	ミナト タロウ				
代表者役職	代表取締役				
※ 創業	(西暦) 1978	年	9	月	
※ 本社所在地 【都道府県から記入】	〒 108	—	8511		
	東京都港区芝公園1丁目5番25号				
※ 本社TEL	03	—	3578	—	2111
本社FAX	—	—	—	—	
ホームページURL	http://www.minato.jp				

みなとモデル制度担当者

※ 氏名	港 次郎				
※ 氏名(カナ)	ミナト ジロウ				
役職	課長				
所属部署名	営業課				
※ 所在地 【都道府県から記入】	〒 108	—	8511		
	東京都港区芝公園1丁目5番25号				
※ TEL	03	—	3578	—	2477
FAX	03	—	3578	—	2489
メールアドレス	jirou_minato		@	minato.tokyo.jp	

工場所在地 【3件まで記入可】 【都道府県から記入】	東京都港区六本木		
合法木材認定 【3件まで記入可】	団体名: 東京●●木材組合 認定番号: 1234567 団体名: 認定番号: 团体名: 認定番号:		
森林認証 【3件まで記入可】	認証名: 認証番号: 認証名: 認証番号: 認証名: 認証番号:		
ISO 【該当を■にする】	■ 9001	認証番号:	998877
	■ 14001	認証番号:	665544
主要取引先 【200文字以内】	●●木材産業		
主要設備機器 【200文字以内】			
※ 会社PR 【400文字以内】	●●木材産業の協定木材製品「* * * * *」の基板を製造しています。 お見積もり等製品に関するお問い合わせは●●木材産業へお願いします。		

4-2-2. 協定自治体による登録審査

事業者から提出のあった書類の内容に問題がないか協定自治体で確認する。

4-2-3. 協定自治体からの書類受領、ID・パスワードの発行

(1) 事業者登録申請書の受領

協定自治体から、登録が承認された事業者の事業者登録申請書（PDFデータ）が事務局あてに電子メールで送付される。混合製品を取扱う事業者については、次の書類も一緒に送付することになっているため、送付されない場合は自治体に催促する。

- ・みなとモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書（PDFデータ）
- ・木材使用量計算書（PDFデータ）

(2) ID・パスワードの発行、通知

協定自治体から事業者登録申請書（PDFデータ）を受領後、当該事業者にID、PWを発行し、通知する。

4-2-4. 事業者によるWebフォームへの情報入力

事業者が、発行されたIDで入力用サイトにログインし、自らの情報をWeb上のフォームに入力する。

4-2-5. 協定自治体による確認、港区への承認要請

Webフォームへの入力を終えた事業者は、協定自治体に確認を依頼する。協定自治体はWebフォームに入力された内容に不備がないかチェックし、問題がなければ事務局あてに「承認要請メール」を送信する。

4-2-6. 港区での承認（公開設定）

承認要請のあった事業者の入力内容を確認し、HPでの公開について承認作業を行う。承認された事業者の情報はHPで即時公開される。

ただし、内容に不備がある場合は、協定自治体または事業者に訂正を求める。

4-3. 登録情報の更新手続き

既にHPに情報が掲載されている事業者が、掲載内容を更新する場合は原則、協定自治体の承諾を得る必要があり、その手続きは以下のとおりである。

- ① 事業者は協定自治体に、登録時に提出した書類の該当箇所を更新したものと提出する。
- ② 協定自治体は更新内容を審査し、承認する場合は事業者に、Webフォームの更新及び完了後の確認依頼連絡をするよう指示する。
- ③ 協定自治体は事業者の更新内容を確認し、問題がなければ港区に承認要請メールを送信する。
- ④ 事務局で入力内容を確認し、問題がなければ承認作業を行う。

ただし、軽微な更新の場合は協定自治体での確認を省略できる。その際の手続きは以下のとおり。

- ① 事業者はWebフォームを更新後、事務局に承認要請の連絡をする。
- ② 事務局で入力内容を確認し、問題がなければ承認作業を行う。

<手順の省略が可能な更新の内容>

■事業者情報

森林認証名・認証番号、ISO、主要取引先、主要設備機器、PRコメント、PR写真、写真コメント

■製品情報

寸法（タテ・ヨコ・奥行）、寸法（直径）

4-4. 複数自治体への登録

ある自治体に既に登録している事業者が、別の自治体に登録を希望する場合の手続きは以下のとおり。

4-4-1. 登録書類の提出

登録を希望する自治体に、必要書類を提出する。

4-4-2. 協定自治体による登録審査

事業者から提出のあった書類の内容に問題がないか協定自治体で確認する。

4-4-3. 港区への書類送付等

(1) 事業者登録申請書の受領

協定自治体から、登録が承認された事業者の事業者登録申請書（PDFデータ）が事務局あてに電子メールで送付される。混合製品を取扱う事業者については、次の書類も一緒に送付することになっているため、送付されない場合は自治体に催促する。

- ・みなしモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書（PDFデータ）
- ・木材使用量計算書（PDFデータ）

(2) 事業者へのWeb入力指示

協定自治体は港区へ書類を送付するとともに、既に事業者が所有しているIDを用いてログインし、Webフォームに入力するよう指示する。

4-4-4. 協定自治体による確認、港区への承認要請

Web フォームへの入力を終えた事業者は、協定自治体に確認を依頼する。協定自治体は Web フォームに入力された内容に不備がないかチェックし、問題がなければ事務局あてに **「承認要請メール」** を送信する。

4-4-5. 港区での承認（公開設定）

承認要請のあった事業者の入力内容を確認し、HP での公開について承認作業を行う。承認された事業者の情報はHP で即時公開される。

ただし、内容に不備がある場合は、協定自治体または事業者に訂正を求める。

◆登録申請書類・Webフォームのチェックポイント◆

登録申請書類、Webフォーム内容の確認にあたっては、下記の点に留意すること。なお、登録申請書類の確認は協定自治体で行うが、協定自治体及び事業者から照会があった場合に的確な案内ができるよう事務局においても作成方法等を十分に把握しておく必要がある。

1 事業者登録申請書

原則、すべての項目について記入が必要なため、記入漏れがないかチェックする。

また、以下の項目については特に注意を要する。

項目	注意点
主な取扱製品分野	<ul style="list-style-type: none">「製品分野一覧」から選択されているか ※一覧にない言葉は記入できない。
他の協定自治体への登録状況	<ul style="list-style-type: none">二つ目以降の登録の場合、既に登録している自治体の名称が記入されているか

2 事業者情報シート

必須記入とされている項目に記入漏れがないかチェックする。

また、以下の項目については特に注意を要する。

項目	注意点
登録している自治体	(複数の自治体に登録している(する)場合) <ul style="list-style-type: none">既に登録している自治体名、今回登録する自治体名が記入されているか

●書類上では省略されているが、WebフォームではPR写真を6枚まで掲載することができる。ただし、協定木材製品以外の製品の写真是掲載不可。

●写真を掲載した場合、Webフォームでは写真のコメントを200文字以内で記載できる。

3 取扱製品情報シート（1事業者につき最大25製品まで）

必須記入とされている項目に記入漏れがないかチェックする。

また、以下の項目については特に注意を要する。

※協定木材を使用していない製品、登録時に商品化されていない製品は登録不可

項目	注意点
製品分類	<ul style="list-style-type: none"> 「製品分野一覧」から正しく選択されているか <p>※一覧にない言葉は記入できない。</p>
材の産地	<ul style="list-style-type: none"> 該当する自治体名が記入されているか <p>※今回登録する自治体の材を使う製品の場合、その自治体名が漏れなく記入されているか確認</p>
設計価格	<ul style="list-style-type: none"> 「●●～●●円」のように幅のある記載も可 「応相談」「お問い合わせください」等の記載も可
単位	<ul style="list-style-type: none"> 設計価格に合わせて単位を選択しているか

■製品1m³あたりの木材使用量・CO₂固定量

①国産木材使用量	<ul style="list-style-type: none"> 国産木材の使用量(m³)が記入されているか
②うち協定木材使用量	<ul style="list-style-type: none"> ①のうち協定木材の使用量(m³)が記入されているか <p>※この数値がゼロの製品は登録不可（業態による例外あり）</p>
③ 国産木材のCO ₂ 固定量	<ul style="list-style-type: none"> 固定量計算の方法は34ページ参照
④うち協定木材のCO ₂ 固定量	<ul style="list-style-type: none"> ③のうち協定木材によるCO₂固定量を記入 固定量計算の方法は34ページ参照
⑤当該製品のみならモーデル制度における区分	<ul style="list-style-type: none"> 区分が正しいか確認する <p>※当該製品の木質材料分のうち70%以上が協定木材を使用している場合「協定木材」として扱い、70%未満の場合は「国产合法木材」とする</p>

◆製品 1.0m³あたりの木材使用量・CO₂固定量の考え方◆

1 無垢材製品

製品 1.0m³ の木材使用量、CO₂ 固定量とする (寸法から計算する量。原木投入量ではない)。

[例] スギ無垢フローリング 1.0m³ ⇒ 木材使用量 1.0m³、CO₂ 固定量 0.5756 t

2 合板、集成材など

製品 1.0m³ の木材使用量・CO₂ 固定量とする (寸法から計算する量。原木投入量ではない)。

※「みなしモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書」・「木材使用量計算書」の提出は不要

■例外■

(1) 異素材を混合している製品は、木材量のみカウントする。

[例] 和紙を 10% 分挟んでいる合板 1.0m³

⇒ 木材使用量 0.9000m³、CO₂ 固定量 0.5181 t

(2) 複数樹種を混合している製品

[例] スギとカラマツが混合している合板 1.0m³ で

①それぞれの含有率が分かる (例えばスギ 50%・カラマツ 50%) 場合

⇒ 木材使用量 1.0m³、CO₂ 固定量 0.6581 t

(スギ分 0.2878 t + カラマツ分 0.3703 t)

②それぞれの含有率が不明な場合

⇒ 木材使用量 1.0m³、CO₂ 固定量 0.5756 t

(すべてスギとして計算)

3 圧縮材

製品 1.0m³ を圧縮率で割り戻した数値を木材使用量とし、その値から CO₂ 固定量を計算する (原木投入量ではない)。

[例] スギ 50% 圧縮材 1.0m³ ⇒ 木材使用量 2.0000m³、CO₂ 固定量 1.1513 t

4 MDF、パーティクルボード、OSB、木質セメントボードなど

(木チップと他材料を混ぜているもの)

チップの投入量を木材使用量として計算する。

※「みなしモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書」・「PB・MF等の木材使用量計算書」を提出させる。

5 複合フローリングなど集成材、合板、MDF、パーティクルボード等を加工してつくる 製品

[例] シート+国産材含有MDF+スギ合板のフローリング 1.0m³

⇒ 木材使用量… MDFに含まれる国産材量+スギ合板の量

CO₂固定量… MDFに含まれる国産材の固定量+スギ合板の固定量

※「みなしモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書」・「複合フローリングの木材使用量計算書」を提出させる。

6 家具

「製品 1.0m³あたり」を「1 製品あたり」に読み替える（1.0m³ 分に換算する必要はない）。

なお、「みなしモデル制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用量証明書」では表せない製品（特に上記5、6に該当する製品）の場合、別の根拠資料の提出でも構わない（木材使用量・CO₂固定量の詳細が明確に分かればよい）。

また、数値は小数第4位まで（小数第5位以下切捨て）記入するよう指導する。

※ただし、木材使用量が小さく、「0.0000」となってしまう製品については0ではない数字が現れる桁まで記入・入力させること。

※丸太など、小数点第2位で終わる数字も、小数点4位まで0を足して表記させる。

(例： 0.02 m³ → 0.0200 m³)

◆特殊業態事業者の各書類の作成・Web入力について◆

1 伐採のみを行う事業者 ※伐採事業者用の書式を使用

(1) 書類の作成

事業者登録申請書	必要	「主な取扱製品分野」に『伐採のみ』と記載
事業者情報シート	不要	H Pでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出(自治体は港区に、当該事業者にIDを発行するよう伝える)
取扱製品情報シート	不要	—

(2) Web入力

事業者情報	不要	H Pでの掲載を希望する場合は入力
取扱製品情報	不要	—

2 販売・流通事業者 ※販売・流通事業者用の書式を使用すること

【制度上、登録は必須ではないが登録可能】

(1) 書類の作成

事業者登録申請書	必要	「主な取扱製品分野」に『販売・流通』と記載
事業者情報シート	必要	—
取扱製品情報シート	不要	H Pでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出 (通常用の書式を使用する)

(2) Web入力

事業者情報	必要	—
取扱製品情報	不要	H Pでの掲載を希望する場合は入力

3 その他製品取扱事業者 ※その他製品取扱事業者用の書式を使用すること

【玩具、文具・事務用品、生活用品、その他製品を取扱う事業者】

(1) 書類の作成

事業者登録申請書	必要	—
事業者情報シート	必要	—
取扱製品情報シート	必要	—

(2) Web入力

事業者情報	必要	—
取扱製品情報	必要	—

4 特定取引のみの事業者 ※特定取引事業者用の書式を使用すること

特定取引事業者の例

- ある特定の事業者の製品のための中間部材のみを製造する工場
- 自社で直接的な販売は行っていない（商社、問屋への卸のみ）部材メーカーなど

【制度上、協定木材のトレーサビリティ確保のため登録が必要】

(1) 書類の作成

事業者登録申請書	必要	「主な取扱製品分野」に規定の文言を記載（記入例を参考）
事業者情報シート	不要	H Pでの掲載を希望する場合は作成し自治体に提出（自治体は港区に、当該事業者に I Dを発行するよう申し出る）
取扱製品情報シート	不要	H Pでの掲載を希望する場合は作成し、自治体に提出（通常用の書式を使用する）

(2) Web入力

事業者情報	不要	H Pでの掲載を希望する場合は入力
取扱製品情報	不要	H Pでの掲載を希望する場合は入力

◆ u n i 4 mマークの使用について◆

みなとモデル制度では、協定木材のトレーサビリティの確保等のために、u n i 4 mマーク（ユニフォームマーク）を使用する。

u n i 4 mマークの使用について、詳細を以下に記す。

1 u n i 4 mマークの規格

u n i 4 mマークは平成24年2月17日付で商標登録済み。

右記のデザインは変更不可。また、カラーで使用する場合は色指定あり。

【 R=21 G=99 B=70、D I C 389、C=100 M=60 Y=90 】

2 u n i 4 mマークの種類

オリジナル	自治体名入り	加工バージョン
<ul style="list-style-type: none">・下文字あり／なしの2タイプ・用途に応じて選択・協定自治体にデータを提供する	<ul style="list-style-type: none">・協定自治体名をローマ字で記載・港区で作成し協定自治体にデータを提供する	<ul style="list-style-type: none">・都道府県名の追加、漢字表記など協定自治体で独自に加工しても構わない

3 uni4mマークを使用できる者

- (1) 港区
- (2) 協定自治体
- (3) 登録事業者
- (4) 「港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章使用承認に関する要綱」にもとづき港区から標章の使用承認を受けた者（uni4mマークをあしらった標章）

4 uni4mマークの使用対象

(1) 登録事業者

①協定木材、協定木材製品及びそのチラシ、パンフレット類、Webサイト等

※混合製品の場合、製品を構成する木質材料分のうち70%以上が協定木材である製品のみuni4mマークをラベルできる。

※複数の協定自治体から協定木材を調達して製品化している場合、その合計が70%以上であればuni4mマークをラベルできる。

なお、マークと合わせて文言を表記する場合、協定木材70%以上の製品は「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度対応製品」と表記できる。70%未満の製品は「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品」とする。

②協定木材、協定木材製品の納品書（必須）

※当該製品を構成している協定木材が単一の協定自治体から調達した材である場合、その協定自治体名が入ったuni4mマークをラベルする。

※ラベルは納品書に直接印刷、シール貼付、押印など任意の方法で行う。シールや印を作成する場合の費用負担に関する取り決めはない。

※協定木材70%未満の製品であっても、納品書には必ずラベルする。

(2) 標章の使用承認を受けた者

要綱の規定に基づく

◆混合製品の「木材使用量」及び「CO₂固定量」の考え方と算定方法◆

1. 対象とする混合製品

本ルールは、繊維板、パーティクルボード、複合フローリング等、複数種類の材料で構成される全ての木材製品に対して適用する。

2. 制度の対象となる原材料

- (1) 二酸化炭素固定量の認証対象は「協定木材」および「国産の合法木材」である。
- (2) 本制度においては、「協定木材」および「国産の合法木材」が含まれることが定量的に証明できる場合のみ、「協定木材」および「国産の合法木材」分の二酸化炭素固定量を認証する。
- (3) ただし、パーティクルボードや繊維板等に含まれる建築廃材の二酸化炭素固定量は、本制度においては認証しない。

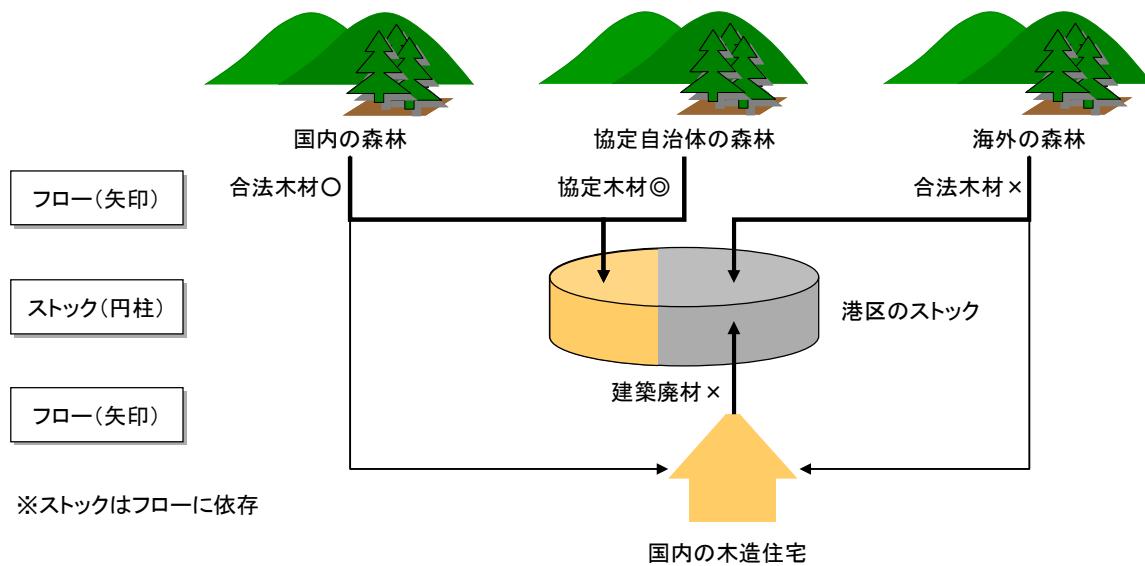


図 1

3. 評価にあたっての詳細

(1) uni4m マークの運用について

- ① ①製品を構成する木質材料の体積または重量ベースで70%以上が協定木材であれば、当該製品（当該製品の広告媒体を含む）にuni4m マークを付けることができ、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度対応製品」と記載できる。
- ② 製品を構成する木質材料のうち、協定木材が体積または重量ベースで70%未満の場合、当該製品（当該製品の広告媒体を含む）にuni4m マークを付けることができない。また、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品」と記載する。

- ③ 混合製品の木材使用量の算定にあたっては、最終製品の登録事業者（製造メーカー）に別紙の証明書を提出させることにより計算する。その際、混合比率に変更が生じた場合は、登録事業者（製造メーカー）に証明書の更新を求め、常に正しい混合比率が反映できるようにする。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度登録製品の協定木材・国産合法木材使用証明書

当社の下記製品は「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」に登録しており、協定木材及び国産合法木材使用量は別紙の計算書に基づき、下記の通りであることを証明します。

製品名 _____

製品番号 _____

■製品 1 m²あたりの木材使用量と CO₂固定量

	樹種	製品に占める木材の比率 (%)	木材使用量 (m ³ /m ²)	CO ₂ 固定量 (t-CO ₂ /m ²)
協定木材				
国産合法木材				
合計				

※木材使用量・t-CO₂ の欄は小数点 5 位以下を切捨てて、4 位までを表記

2000年〇月〇日

■■株式会社※※課 担当：●● ●● 印

▲▲県▽▽市◆◆1-1-1

TEL : * * * * - * * - * * * *

複合フローリングの木材使用量計算書

製品名 _____ 製品番号 _____

	樹種	協定・合法木材の別(自治体名)	木材使用量の計算根拠	製品1m ² 当たりの木材使用量(m ³)	製品1m ² 当たりのCO ₂ 固定量(t-CO ₂)
基材の合板等					
PB・MDF等					
突き板					
その他					
合計					

PB・MDF等の木材使用量計算書

製品名

製品番号

木材の樹種

製品1枚の 表面積 (m ²) (A)	1枚当たりの 製品重量 (kg/本) (B)	1枚当たりの 木材 使用重量 (kg/本) (C)	1枚当たりの 木材 使用量 (m ³ /本) (D)	1枚当たりの 二酸化炭素固定量 (t-CO ₂ 値) (E)	製品1m ² 当たりの 木材 使用量 (m ³) (F)	製品1m ² 当たりの 二酸化炭素 固定量 (t-CO ₂ 値) (G)
		B × 木材投入率 (絶乾重量比率%)	C ÷ 容積密度 × 1/1000	C × 0.5 × 44/12 × 1/1000	D ÷ A	E ÷ A

※木材投入割合は必ず絶乾重量で計算してください。

※使用木材が協定木材100%の場合は樹種欄にその旨記載してください。

再生木材の木材使用量計算書

製品名 _____

製品番号 _____

木材の樹種 _____

製品1本の 表面積 (m ²) (A)	1本当たりの 製品重量 (kg/本) (B)	1本当たりの 木材 使用重量 (kg/本) (C)	1本当たりの 木材 使用量 (m ³ /本) (D)	1本当たりの 二酸化炭素固定量 (t-CO ₂ 値) (E)	製品1m ² 当たりの 木材 使用量 (m ³) $D \div A$	製品1m ² 当たりの 二酸化炭素 固定量 (t-CO ₂ 値) $E \div A$
		B × 木材投入率 (絶乾重量比率%)	C ÷ 容積密度 × 1/1000	C × 0.5 × 44/12 × 1/1000		

※木材投入割合は必ず絶乾重量で計算してください。

※使用木材が協定木材100%の場合は樹種欄にその旨記載してください。

◆二酸化炭素固定量の計算方法◆

本制度では、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」による容積密度と炭素含有率を使用して二酸化炭素固定量を計算する。

1. 計算式

$$\text{CO}_2 \text{ 固定量 (t-CO}_2) = \text{ 対象木材の使用材積 (m}^3\text{)} \times \text{ 容積密度 (t/m}^3\text{)} \\ \times \text{ 炭素含有率 (0.5)} \times \text{ CO}_2 \text{ 換算係数 (44/12)}$$

(例) スギを 100m³ 使用した場合

$$100 \times 0.314 \times 0.5 \times 44/12 = 57.5666 \text{ t-CO}_2$$

2. 各樹種の容積密度

●針葉樹

樹種	容積密度	樹種	容積密度
スギ	0.314	ツガ	0.464
ヒノキ	0.407	エゾマツ	0.357
サワラ	0.287	アカエゾマツ	0.362
アカマツ	0.451	マキ	0.455
クロマツ	0.464	イチイ	0.454

ヒバ	0.412	イチョウ	0.45
カラマツ	0.404	外来針葉樹	0.32
モミ	0.423	その他針葉樹（沖縄産）	0.464
トドマツ	0.318	その他針葉樹（上記以外の県 産）	0.423
その他針葉樹（北海道、東北6県、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、山梨、 長野、岐阜、静岡産）			0.352

●広葉樹

樹種	容積密度	樹種	容積密度
ブナ	0.573	カツラ	0.454
カシ	0.646	ホオノキ	0.519
クリ	0.419	カエデ	0.344
クヌギ	0.668	キハダ	0.369
ナラ	0.624	シナノキ	0.369
ドロノキ	0.291	センノキ	0.398

ハンノキ	0.454	キリ	0.234
ニレ	0.494	外来広葉樹	0.66
ケヤキ	0.611	カンバ	0.468
その他広葉樹（千葉、東京、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄産）			0.469
その他広葉樹（三重、和歌山、大分、熊本、宮崎、佐賀産）			0.646
その他広葉樹（上記2区分以外の府県産）			0.624